

**平成25 (2013) 年度**

**東京都予算編成  
に対する要望**

**平成24 (2012) 年12月20日  
都議会民主党**

平成24(2012)年12月20日

東京都知事

猪瀬直樹様

都議会民主党

幹事長 酒井大史

政策調査会長 大塚たかあき

## 平成25(2013)年度東京都予算編成に対する要望

石原慎太郎前知事の突然の辞職により、新知事が誕生する間、都政に大きな空白がもたらされることになりました。25年度予算を編成しようという時に、その最高責任者が辞職したことは、残念でなりません。

しかしながら、私たち都議会民主党は、どのような状況下にあっても、議会は議会としての役割を着実に果たしていかなばならないとの認識のもと、25年度予算編成に向けての政策提言をしてきたところであり、新知事におかれましても、私たちが提案、あるいは指摘してきた課題についてしっかり検討し、より明朗で力強い都政をつくり上げていただきたいと思います。

来年度の都税収入については、景気が当面弱めに推移する見通しであることに加えて、国の税制改正等の動向も不透明であり、引き続き予断を許さない状況にあります。このような状況にあっても、私たち都議会民主党は、都政の無駄を徹底的に排除するとともに、成長戦略に基づく新産業の育成や環境・エネルギー施策の充実、子育て・福祉の充実などに集中して予算を投じていくべきだと考えています。

このような認識のもと、東京都の平成25年度予算に対して、重点項目などを記し、都議会民主党としての要望をいたしますので、これら要望項目に十分配慮されるようお願い申し上げます。

尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望にも、特段の配慮を要望します。

以上

# 目次

● I	エネルギー改革で、環境スマート都市・東京を創る	1
一	都市と地球の持続可能性の確保	1
二	都市の緑と自然環境の保全・再生	2
三	安全でおいしい水の供給	3
四	水の再生・水の循環	3
五	健康で安全な環境の確保	4
● II	成長戦略で、グローバルな経済都市・東京を創る	6
一	強い東京に向けた都市経営の推進	7
二	東京の暮らしを支える産業の振興	8
三	観光産業の振興	9
四	農林水産業の振興	10
五	中央卸売市場の活性化	10
● III	文化・スポーツの振興で、世界に誇れる都市・東京を創る	12
一	文化事業の推進	12
二	文化財保護、生涯学習の振興	12
三	スポーツの振興	12
● IV	チルドレンファーストで、子育てしやすい都市・東京を創る	14
一	子育て環境の整備	16
二	母子・周産期医療及び小児医療の充実	18
三	家庭と地域の教育力向上	20
四	教育の質向上・学校教育指導の充実	21
五	特別な支援を必要とする子どもの教育充実	21
六	子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立の支援推進	21
七	公立学校の施設設備の整備	22
八	私立学校の振興	22
九	子どもの安心安全の確保	23
十	青少年の健全育成と安全確保	23
● V	福祉や雇用の充実で、暮らしやすい生活都市・東京を創る	24
一	医療の充実・確保、疾病予防	26
二	心身障害者（児）福祉の推進	30

三	高齢者福祉の推進	-----	32
四	健康の保持増進	-----	34
五	生活環境の安全確保	-----	35
六	新たな福祉ニーズへの対応と福祉を支える基盤づくり	-----	37
七	都立病院の経営	-----	39
八	雇用の確保と安心できる職場環境の実現	-----	40
九	人権施策の推進	-----	42
●	<b>VI 防災・防犯対策の充実で、安全・安心な都市・東京を創る</b>	-----	43
一	総合的な防災対策の推進	-----	43
二	被災地・被災者支援の推進	-----	46
三	市街地整備と耐震まちづくり	-----	46
四	消防・警察における災害対策の推進	-----	47
五	犯罪抑止総合対策の推進	-----	48
六	身近な犯罪対策の推進	-----	48
七	消費生活対策の推進	-----	49
八	交通安全対策の推進	-----	49
●	<b>VII 都市づくりの推進で、風格のある都市・東京を創る</b>	-----	50
一	都市づくりの総合的・計画的な推進	-----	50
二	都市基盤の整備促進	-----	51
三	都市交通・物流対策の推進	-----	52
四	都営交通の効率的な経営	-----	52
五	東京港の機能向上	-----	53
六	住宅の供給	-----	53
七	建築行政	-----	54
●	<b>VIII 行財政改革の推進で、開かれた都市・東京を創る</b>	-----	55
一	分権・自治の推進	-----	56
二	行財政改革の推進	-----	57
三	都民との協働	-----	58
四	強固な財政基盤の確立	-----	58
五	公平・公正な税制の推進	-----	59

## ● I エネルギー改革で、環境スマート都市・東京を創る

### 重点事項

#### 一 都市と地球の持続可能性の確保

- 1 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業を実施するとともに、オフィスビル等の事業所の創エネルギーマネジメント促進補助制度や中小ビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業を実施すること。（環境局）
- 2 テナントビルにおける電力デマンドレスポンス実証事業、スマートエネルギー都市の実現に向けた調査検討を行い、大規模ビルや特定エリア内のエネルギーのピークカット等、最適制御の具体的方策を実証・調査すること。（環境局）
- 3 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト等の実施により、一層の太陽エネルギー利用拡大を推進すること。（環境局）

#### 一 都市と地球の持続可能性の確保

- 1 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業を実施するとともに、オフィスビル等の事業所の創エネルギーマネジメント促進補助制度や中小ビルのエネルギー管理支援サービス普及促進事業を実施すること。（環境局）
- 2 テナントビルにおける電力デマンドレスポンス実証事業、スマートエネルギー都市の実現に向けた調査検討を行い、大規模ビルや特定エリア内のエネルギーのピークカット等、最適制御の具体的方策を実証・調査すること。（環境局）
- 3 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト等の実施により、一層の太陽エネルギー利用拡大を推進すること。（環境局）
- 4 地域と連携した環境政策推進のため、区市町村に対し補助するとともに、環境学習を推進すること。（環境局）
- 5 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を適正に運用すること。（環境局）
- 6 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制や地球温暖化対策報告書制度を活用した助成制度の拡充をはじめ、低利融資制度や顕彰制度などを実施すること。（環境局）
- 7 温室効果ガス排出総量削減における排出量取引制度にあっては、原子力発電所の事故によってもたらされた、原子力政策の変化によるCO<sub>2</sub>排出量の増加の影響を考慮し、適切な対応を検討すること。（環境局）
- 8 省エネ相談員制度や地域の中小家電店との連携による省エネマイスター制度や地域の工務店などを評価する省エネ住宅供給事業者認定制度を充実させること。（環境局）
- 9 環境保全資金融資あっせんを引き続き実施し、制度を活用した融資について利子や信用保証料の一部を補助し、中小事業者の指定低公害・低燃費車、最新規制適合車の購入を支援すること。（環境局）

- 1 0 持続可能な環境交通の実現を目指して、地域特性に応じた環境交通施策の展開を図るとともに、自転車への利用転換を図るなど、自動車に依存しないまちづくりを進めること。（環境局）
- 1 1 都庁における温暖化対策の率先行動として、都有施設における電気のグリーン購入や先進的な省エネ技術を活用した自然公園整備などを進めること。（環境局）
- 1 2 「超先進省エネ・再エネ技術」の実用化・普及促進を図ること。併せて、日本の環境技術を世界に発信すべく取り組むこと。（環境局）
- 1 3 環境金融を進めるために、金融機関に対してエコ預金の創設・拡充を働きかけるとともに、環境投融資の拡大などを働きかけること。（環境局）
- 1 4 高度防災都市づくりのための自立・分散型電源の導入支援や都市づくりにおけるエネルギーマネジメント等の推進、節電対策に関するグッドプラクティス等の「見える化」などにより、環境エネルギー施策を推進すること。（環境局）
- 1 5 CO<sub>2</sub>削減や緑化推進に向け、緑確保の仕組みづくりの検討を積極的に進めるなど、環境に配慮した都市づくりを行うこと。（都市整備局）
- 1 6 環境教育（CO<sub>2</sub>削減）推進事業、都立高校の環境改善、太陽光発電型や自然共生型など、地域や学校事情に合わせたエコスクール化に取り組むこと。（教育庁）
- 1 7 社会資本や大規模施設、都庁舎などの改修、改築は、施設から出るCO<sub>2</sub>を削減するため、「省エネ・再エネ東京仕様」を実施しつつ、技術革新の動向を踏まえて、より効果的な施策の導入を図ること。（財務局）
- 1 8 都立病院における環境対策を推進すること。（病院経営本部）
  - (1) コスト削減と環境対策を両立させるE S C O事業を着実に実施し、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量、及び光熱水費の削減を図ること。
  - (2) 緑の都市づくり推進のため、患者の療養環境等にも配慮し、隙間空間を効率的に活用した緑化を進めること。あわせて病院内の緑化を一層推進すること。
  - (3) 環境確保条例の改正に伴い、登録機関での排出量検証や技術管理者の設置など、総量削減義務の取り組みを進めること。
- 1 9 地球温暖化対策など社会適用性に対応するために、最新の排ガス規制に適合した低公害ノンステップバスの導入を積極的に進めること。また、環境にやさしい車両・エスカレーターの更新や省エネ型のLED照明設備、地上駅への太陽光発電設備の導入を進め、環境負荷の低減を図ること。（交通局）
- 2 0 地球温暖化対策を推進するために、省エネ型機器の導入や更なる温室効果ガス削減対策を実施した焼却炉の運転を進めるなど、「アースプラン2010」を着実に実施すること。（下水道局）
- 2 1 低炭素型の水道事業を展開していくために、残留塩素の低減化と送配水過程におけるエネルギーの効率化を目指した新しい水供給システムを構築すること。（水道局）
- 2 2 公衆浴場対策として、クリーンエネルギー化、照明設備のLED化、耐震化等を実施すること。（生活文化局）

## 二 都市の緑と自然環境の保全・再生

- 1 市街地における豊かな緑の創出に向け、東京の郷土種に配慮した植栽のあり方につ

いて調査・検討すること。（環境局）

- 2 東京湾や中小河川の水再生に向けて、東京湾の水質改善を進めるとともに、水生生物の保全のための必要な調査を実施すること。また、清流復活関連施設について、必要な更新を計画的に進めること。（環境局）
- 3 森林や丘陵地の保全に向けて、多摩の森林再生事業を着実に実施するとともに、花粉症対策を推進すること。（環境局）
- 4 保全緑地の公有化を推進すること。また、私立高等学校の校庭芝生化を支援すること。（環境局）
- 5 小笠原諸島の外来種対策や保護担保措置、小笠原国立公園の整備に取り組むとともに、自然保護とエコツーリズムについても一層の取り組みを行うこと。（環境局）
- 6 東京港における環境整備を進めるために、海の森公園の整備を都民、企業、NPOなどとの協働で進めて、「風の道」をつくとともに、お台場海浜公園での水質改善実験などに取り組むこと。また、運河の環境改善を図るための汚泥除去を進めるとともに、新海面処分場の整備と延命化に取り組むこと。（港湾局）

### 三 安全でおいしい水の供給

- 1 安全でおいしい水の供給に向けて、新たな「おいしい水プロジェクト行動計画」（仮名）を策定し、各浄水場に高度浄水処理施設を着実に建設するとともに、高度処理水を順次導入すること。また、直結給水方式の普及促進を図ること。（水道局）
- 2 安定給水を確保するため、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。また、水道の水源林は、水源涵養機能を持ち、安全でおいしい水を安定的に供給するため、公有化を進めること。（水道局）
- 3 水需要予測については、安全度や負荷率などのあり方を再度見直すなど、ハッ場ダムの必要性を含め、これまでの水源確保のための施策を再検討すること。（水道局）
- 4 広域的な事業運営を図るため、多摩地区水道の広域的な経営に取り組むとともに、給水の安定向上に努めること。（水道局）
- 5 国際的な水問題に対応するために、職員の海外派遣や技術・ノウハウの発信、人材育成支援などを行うとともに、公民連携も図った取り組みも進めるなど国際貢献ビジネスを推進し、各国の水道事業を発展させること。（水道局）
- 6 水道文化の継承を図るため、小中学校の水飲栓直結給水モデル事業を引き続き実施すること。水道キャラバン事業も、子どもたちへの水道文化継承に重要な事業であるため、児童側の意見を聴く工夫を行うなど、より発展させること。また、玉川上水の整備・保全を図ること。（水道局）
- 7 多摩地区水道事業における事業委託に際しては、地域事情を考慮し、円滑な移行が行えるよう十分に配慮すること。併せて、一元化に伴い東京都の監理団体が受注していると思われる公共事業については、民間への振り分けも含めて検討すること。（水道局）

### 四 水の再生・水の循環

- 1 下水道事業をめぐる社会経済情勢の変化に対応しながら、新たな経営方針を示した

「経営計画2013」（仮名）の策定を行い、良好な水環境と世界的にも環境負荷の少ない東京の実現を目指し、都民生活を支える最良のサービスを提供すること。（下水道局）

- 2 老朽化が著しい下水道管・施設の再構築を計画的・効率的に実施するとともに、水再生センターやポンプ所を再構築する際は、省エネ化や雨水排除能力の向上を進めること。（下水道局）
- 3 集中豪雨による都市型水害への対応強化に向け、特に、浸水の危険性の高い対策促進地区の施設整備を引き続き推進するとともに、地下街などを有し浸水に対する危険性の高い地区に対応するなど、下水道整備のスピードアップを図ること。（下水道局）
- 4 下水道の震災・浸水対策として、東京湾の満潮位以下にあるポンプ所等がある中で、非常用電源の確保を始めとした抜本的な対策に取り組むこと。また、避難所などの施設における下水道管の耐震化を進めるとともに、避難所などへのアクセス道路でのマンホール浮上抑止対策などを実施すること。（下水道局）
- 5 合流式下水道への雨水の流入を抑制するため、雨水浸透マスを設置をさらに促進する、下水の汚濁負荷量を削減する施設を建設するなど、経済的な長所を持つ、合流式下水道の改善を進めること。（下水道局）
- 6 東京湾などの水質改善に向けて、下水道の高度処理を進めるとともに、既存施設の改造と運転の工夫を凝らすことで、チッ素、リンの削減効果を高めること。（下水道局）
- 7 民間企業との共同研究については、人材育成によって、より一層力を入れることにより、東京都が培ってきた技術の継承や先進技術の開発をさらに進めること。（下水道局）
- 8 流域下水道の広域化と協同による効率化を推進するために、し尿処理の受け入れに関する体制を整備するなど、市町村との新たなパートナーシップの構築に向け取り組むこと。単独処理区の流域下水道への編入の実現に向け、市町村との連携をさらに強化し、編入に伴う施設整備を進めること。（下水道局）
- 9 下水汚泥については、放射能濃度の管理を適正に行い、結果の公表と安全管理を徹底すること。（下水道局）

## 五 健康で安全な環境の確保

- 1 廃棄物の物流（静脈物流）の効率化・高度化を進めるとともに、健全な静脈ビジネスの発展に向けた支援を行うこと。また、携帯電話に加え、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類における希少金属のリサイクルを推進すること。さらに、レア・アースのリサイクルに関する研究を進めること。（環境局）
- 2 循環型社会に向けて、効果的な発生抑制策を推進するとともに、リサイクルを促進するためマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの徹底を図ること。（環境局）
- 3 大気汚染物質のさらなる排出削減に向けて、大気中微小粒子（PM2.5）に関する対策を推進するとともに、揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組むこと。（環境局）



- 4 中小事業者への土壌汚染対策技術支援制度を拡充するとともに、環境に配慮した土壌汚染対策を推進すること。（環境局）
- 5 廃棄物の発生段階である建物解体工事の現場指導等により、産業廃棄物の不法投棄対策を進めること。（環境局）
- 6 フロン類等の排出削減対策やP C B廃棄物対策を推進すること。（環境局）
- 7 災害時の化学物質対策や高圧ガス施設の安全性確保など、災害時における環境保安対策を進めること。（環境局）
- 8 東日本大震災の復興支援のため、災害廃棄物の受入を行うこと。また、災害廃棄物の受入にあたっては、放射能汚染やアスベスト対策等、安全面に十分な注意を払うこと。（環境局）
- 9 区市町村の実施するリサイクルの推進について、適切な支援を行うこと。（環境局）

## ● II 成長戦略で、グローバルな経済都市・東京を創る

### 重点事項

#### 一 強い東京に向けた都市経営の推進

- 2 アジアヘッドクォーター特区の推進に向けて、法人設立から販路開拓までのビジネス支援や生活支援などを行うワンストップサービスをはじめ、欧米やアジア各国に出向いての誘致活動、新たなインセンティブの創設など、外国企業の誘致策を積極的に展開すること。（知事本局）

#### 二 東京の暮らしを支える産業の振興

- 3 小規模企業経営は、限られた人材で多様な経営課題を解決する努力が不可欠であることから、経営知識やノウハウを豊富に持った専門家から、知識サポートや経営改革への支援を受ける機会を確保するなど、都内の小規模企業により注目し、その成長を促すような施策体系を展開すること。また、中小企業経営者のために、知的資産経営の普及促進及び認証制度等を設けること。（産業労働局）
  - 4 中小企業の販路開拓支援や海外企業の誘致促進、国際ビジネス交流の推進のために、東京ビッグサイトの拡張に取り組むこと。また、海外貿易情報を積極的に収集提供するとともに、商社OB等を活用した海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援、高齢者を含めた専門的な人材を採用する上でのマッチング支援など、中小企業の海外進出・展開を支援すること。さらに、海外企業の東京誘致を推進するなど、国際的ビジネス環境の整備を促進すること。（産業労働局）
- 10 円高や景気後退など中小企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業制度融資について、預託金の活用などにより融資目標額の維持・拡大を図るとともに、セイフティーネットの視点から、融資対象・額の拡大や、保証料補助の拡充など助成率の引き上げを行うなど、中小企業の負担軽減を図ること。24年度末で終了する中小企業金融円滑化法を見据えた融資を始めとする中小企業支援策に積極的に取り組むこと。中小企業高度化資金貸付制度については、大きく担保割れを起こしている貸付先があることから、的確な債権管理を行うこと。環境・観光・健康など、成長産業の支援という視点から、戦略的な中小企業支援に向けて検討すること。（産業労働局）

#### 三 観光産業の振興

- 1 東京の魅力を世界に発信するために、海外旅行エージェントの招聘など観光プロモーションを展開するとともに、東京観光レップの設置推進や海外のマーケティング調査・分析を行って観光戦略を構築し、国際アニメフェア、東京国際映画祭など各国の作品が集まるイベントを展開するなど、東京の観光振興を図ること。また、国際会議や国際見本市、研修、視察などMICEの誘致活動を積極的に

に展開するとともに、開催支援を手厚く行い、東京の産業の興隆を図ること。  
(産業労働局)

#### 四 農林水産業の振興

- 1 都内農業の経営安定を図るために、やる気のある農業経営者に対して、専門家や経営コンサルタントの派遣を行い、経営支援策の充実を図ること。新規就農者への支援や遊休農地の利活用促進を図ること。農業・農地を活かしたまちづくり事業の拡充を図ること。化学肥料を使わない都内農家の農産物をエコ農産物と認証して販売を奨励する制度を創設するなど、都民の食の安全・安心の確保を推進すること。プラムポックスウイルス被害からの農業復興対策を行うこと。また、屋上緑化や壁面緑化の推進のほか、室内緑化など新たな利活用を図ること。さらに、相続税の軽減などを国に対して働きかけるなど、都市農地の保全に向けて取り組むこと。(産業労働局)

#### 一 強い東京に向けた都市経営の推進

- 1 東京の将来の姿とそれに向けた政策展開の方向性を戦略的に示した東京都の総合計画(2020年の東京)を改定するなど、環境・エネルギー政策をはじめ、成長戦略や防災、保健・医療・福祉施策のさらなる充実・強化を図ること。(知事本局)
- 2 アジアヘッドクォーター特区の推進に向けて、法人設立から販路開拓までのビジネス支援や生活支援などを行うワンストップサービスをはじめ、欧米やアジア各国に出向いての誘致活動、新たなインセンティブの創設など、外国企業の誘致策を積極的に展開すること。(知事本局)
- 3 官民連携インフラファンドについては、民間資金の導入を促進するとともに、運用状況の情報公開など監視を徹底し、リスク管理に努めること。(知事本局)
- 4 都市外交においては、海外主要都市への東京事務所の設置を検討するなど、姉妹友好都市との交流をさらに進展させるとともに、自治体国際化協会の運営を見直し、東京の国際化に役立ていくこと。(知事本局)
- 5 アジア大都市ネットワーク21での国際共同事業においては、相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、今後も共通の課題や新たな課題にも連携して取り組むこと。また、新たなアジア大都市のメンバーの勧誘に尽力すること。(知事本局)
- 6 アジア人材育成基金を活用し、首都大で受け入れた優秀な人材を育成し、東京の活性化に結び付けていくこと。(知事本局、総務局)
- 7 米軍基地による生活環境問題の解決に努めるとともに、各基地の返還や横田空域の全面返還に、国、地元自治体とともに積極的に取り組むこと。また、それまでの対策として、首都圏の空港容量や機能の拡大するためにも、横田基地における民間航空との共用化の促進などを働きかけること。(知事本局)
- 8 アジアヘッドクォーター特区に指定された臨海副都心のまちづくりは、就業・居住人口の増加による活力ある都市への成長やMICE機能国際観光拠点化に向けた取り組みを強化すること。また、土地の一時貸し付けや暫定利用に際しては、まちの賑わ

いや会計上のメリットなどを踏まえ、柔軟な運用を図ること。（港湾局）

## 二 東京の暮らしを支える産業の振興

- 1 中小企業の経営革新に向けて、革新的な商材の性能試験や認証などの取得に取り組む中小企業を支援するとともに、不況業種に指定されている中小企業のグループ化と経営改善計画の策定及びその実施に対して支援すること。（産業労働局）
- 2 中小企業の経営安定と業績向上を図るために、円高や震災などの影響を受けている中小企業に対して、企業団体と連携し、専門家や経営指導員の派遣を進め、それに伴う経営支援策の充実を図ること。また、震災などのリスクに対応できるようBCP策定支援事業を充実・強化するとともに、製造業への耐震工事に対する助成制度を拡充すること。企業の事業承継とともに、各業界の技術・技能継承についても支援を行うこと。（産業労働局）。
- 3 小規模企業経営は、限られた人材で多様な経営課題を解決する努力が不可欠であることから、経営知識やノウハウを豊富に持った専門家から、知識サポートや経営改革への支援を受ける機会を確保するなど、都内の小規模企業により注目し、その成長を促すような施策体系を展開すること。また、中小企業経営者のために、知的資産経営の普及促進及び認証制度等を設けること。（産業労働局）
- 4 中小企業の販路開拓支援や海外企業の誘致促進、国際ビジネス交流の推進のために、東京ビッグサイトの拡張に取り組むこと。また、海外貿易情報を積極的に収集提供するとともに、商社OB等を活用した海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援、高齢者を含めた専門的な人材を採用する上でのマッチング支援など、中小企業の海外進出・展開を支援すること。さらに、海外企業の東京誘致を推進するなど、国際的ビジネス環境の整備を促進すること。（産業労働局）
- 5 中小企業の技術支援に向けて、新製品の開発から販売までの各段階をハンズオンで支援する事業を実施すること。また、中小企業の人材教育の研修施設の充実や知的財産戦略に向けた専門人材の育成、外国での特許侵害など中小企業の知財戦略に対する助成事業を拡充すること。（産業労働局）
- 6 創業者を支援するインキュベーション施設の提供や、区市町村の施設整備・拡充支援、民間を含めた創業支援ネットワークを構築するなど、創業の活発化を促し、東京の産業を背負うベンチャー企業の育成に取り組むこと。（産業労働局）
- 7 地域工業の活性化として、創造的都市型産業の創出・育成や活性化を図るため、その振興を図る区市町村に対して支援するとともに、ものづくり産業の空洞化対策に積極的に取り組むこと。また、多摩シリコンバレー創設に向けて、多摩産材の魅力を世界に発信し、進出企業の誘致と集積に取り組むこと。さらに、多摩地域において大規模事業所の撤退が多発していることから、地域雇用や下請事業者、商店街に影響が出ているため、市区町村と連携して流出防止対策を行うこと。（産業労働局）
- 8 商店街の活性化に向けて、新・元気を出せ商店街事業については、区市町村とも連携しながら、施策の充実を図ること。また、商店街の後継者や人材育成に向けて、積極的に取り組むこと。買物弱者支援を行うこと。（産業労働局）
- 9 都内中小企業の技術開発による新製品開発や海外展開における技術支援を行うため、

産業技術研究センターなどの試験研究施設・設備の整備や人材確保などを行うこと。  
(産業労働局)

- 1 0 円高や景気後退など中小企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業制度融資について、預託金の活用などにより融資目標額の維持・拡大を図るとともに、セイフティーネットの視点から、融資対象・額の拡大や、保証料補助の拡充など助成率の引き上げを行うなど、中小企業の負担軽減を図ること。24年度末で終了する中小企業金融円滑化法を見据えた融資を始めとする中小企業支援策に積極的に取り組むこと。中小企業高度化資金貸付制度については、大きく担保割れを起こしている貸付先があることから、的確な債権管理を行うこと。環境・観光・健康など、成長産業の支援という視点から、戦略的な中小企業支援に向けて検討すること。(産業労働局)
- 1 1 地域の金融機関と連携した新たな保証付き融資制度については、デフォルト抑制や情報公開などに取り組みながら、中小企業の金融支援に取り組むこと。また、ベンチャーファンドなどのファンド事業については、支援対象企業の拡大など新たな取り組みを行うなど、支援効果を高めること。(産業労働局)
- 1 2 新銀行東京については、再建計画期間が終了したことに鑑み、事業譲渡や株式の売却などによる早期撤退を含め、様々な観点から今後のあり方を早急に検討すること。  
(産業労働局)
- 1 3 工業用水道事業の抜本的な経営改革にあたっては、中小零細企業の経営状況や経営環境などのきめ細かな調査を実施し、十分な実態把握に努めた上で行うこと。(水道局)

### 三 観光産業の振興

- 1 東京の魅力の世界に発信するために、海外旅行エージェントの招聘など観光プロモーションを展開するとともに、東京観光レップの設置推進や海外のマーケティング調査・分析を行って観光戦略を構築し、国際アニメフェア、東京国際映画祭など各国の作品が集まるイベントを展開するなど、東京の観光振興を図ること。また、国際会議や国際見本市、研修、視察などMICEの誘致活動を積極的に展開するとともに、開催支援を手厚く行い、東京の産業の興隆を図ること。(産業労働局)
- 2 観光資源を開発するために、東京の島しょ間の連携を図る観光事業や、区市町村自らが地域の観光プランを作成し、観光振興を推進する事業、森林資源を活用した観光振興事業、民間観光団体が提案する観光事業を創設して、観光まちづくりを推進すること。世界自然遺産である小笠原諸島や御蔵島などの自然保護と両立したエコツーリズムなどで観光振興を図ること。また、江戸前など東京の「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の総合的な展開に向けて検討するとともに、高い医療水準を活用したメディカルツーリズムについても、その導入に向けて取り組むこと。(産業労働局)
- 3 受け入れ体制の整備として、緊急・災害発生時の外国人旅行者対応促進事業を推進し、外国人旅行者向けのマニュアルを作成するなど、旅行者の安全安心を図ること。また、海外からの観光客誘致だけでなく、国民、都民による都内観光という視点からも、観光施策を行うこと。併せて、東京都の観光施策を推進するために、東京都担当

職員の海外研修を実施するなど、現場での対応力向上に努めること。（産業労働局）

- 4 隅田川ルネサンスとして、水質の改善やテラスの整備を進め、水辺空間の更なる賑わい創出するために、地元区や関係団体等とも連携して、取り組みを推進すること。

（知事本局）

- 5 地域の個性や歴史的、文化的な雰囲気配慮したまちづくりを進めるため、景観形成事業を実施すること。あわせて、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。

（都市整備局）

#### 四 農林水産業の振興

- 1 都内農業の経営安定を図るために、やる気のある農業経営者に対して、専門家や経営コンサルタントの派遣を行い、経営支援策の充実を図ること。新規就農者への支援や遊休農地の利活用促進を図ること。農業・農地を活かしたまちづくり事業の拡充を図ること。化学肥料を使わない都内農家の農産物をエコ農産物と認証して販売を奨励する制度を創設するなど、都民の食の安全・安心の確保を推進すること。プラムポックスウイルス被害からの農業復興対策を行うこと。また、屋上緑化や壁面緑化の推進のほか、室内緑化など新たな利活用を行って、東京の緑の確保と創出を図ること。さらに、相続税の軽減などを国に対して働きかけるなど、都市農地の保全に向けて取り組むこと。（産業労働局）

- 2 東京の森林の再生に向けて、林道の整備をはじめとした森林の循環再生プロジェクトの充実を図ること。また、東京の林業の集約化に向けて森林経営計画の策定を支援するなど、森林経営強化事業を行うこと。さらに、多摩産材の利用拡大に向けて、学校などでの公共利用を支援するとともに、多摩産材を活用した住宅等への補助創設など、多摩産材の利用を促進すること。また、流通加工施設の整備やJAS認定を取得する製材業者等への支援など、供給体制の整備を進めること。（産業労働局）

- 3 水産業の振興を図るため、東京ブランドの確立や漁業経営の安定、栽培漁業の推進など資源回復・漁業基盤の確立を推進すること。また、沖ノ鳥島での漁業創業支援対策を引き続き実施するとともに、将来有望視されている海底資源の開発について、東京都として調査・検討すること。（産業労働局）

#### 五 中央卸売市場の活性化

- 1 築地市場の移転は、新市場の開場スケジュールよりも、食の安全確保が最優先との立場から、引き続き、汚染土壌の無害化など、土壌汚染対策に万全を期すこと。

また、築地地区に鮮魚マーケットと言えるような食文化の拠点が継承されるよう、その実現に向けて、積極的に取り組むこと。（中央卸売市場）

- 2 大田、足立の水産市場や多摩NT市場をはじめ、各市場の今後の方向性や機能強化に向けての方法を検討するとともに、施設整備や販路開拓、新規仲卸業者の公募などを行い、市場の活性化に向けて努力すること。また、淀橋市場におけるリニューアル事業として、待機駐車場整備工事などを行うとともに、大田市場の老朽化した荷さばき場の建替工事を進めること。（中央卸売市場）

- 3 市場の活性化支援として、仲卸業者等が共同して取り組む先駆的な事業に対して補

助を行うことや、仲卸業者に対して専門家を活用した経営相談を行うこと。また、地方卸売市場の施設整備等に対して補助を行うこと。（中央卸売市場）

- 4 多摩地域においては地方卸売市場が生鮮食料品などの流通に重要な役割を果たしていることから、支援を行い、多摩地域の都民生活を支えること。（中央卸売市場）
- 5 卸売市場の災害対応力を強化するため、豊島市場、葛西市場の災害対策用発電機設置工事を行うこと。（中央卸売市場）
- 6 食肉市場の衛生対策のため、大動物棟けい留所床改修工事、大・小動物解体処理設備機器改修工事などの施設整備を行うこと。（中央卸売市場）

## ●Ⅲ 文化・スポーツの振興で、世界に誇れる都市・東京を創る

### 重点事項

#### 三 スポーツの振興

- 3 スポーツ祭東京2013の円滑な大会運営のため、積極的な広報展開や各競技会の運営に対する補助を実施すること。（スポーツ振興局）
- 7 2020年オリンピック・パラリンピック招致活動と、招致決定後の組織委員会発足の準備を着実に進めること。（スポーツ振興局）

#### 一 文化事業の推進

- 1 東京の魅力を発信する芸術文化創造基盤の整備のため、都立文化施設を適切に維持管理し、計画的な改修を進めること。（生活文化局）
- 2 専門家を活用した文化活動への支援や東京文化発信プロジェクト等、芸術活動の発進支援、文化事業の推進を行うこと。（生活文化局）
- 3 被災地域の多様な文化環境の復興と、コミュニティを再興させるため、芸術文化を活用した被災地支援を充実させること。（生活文化局）

#### 二 文化財保護、生涯学習の振興

- 1 生涯学習の振興として、都立学校公開講座、学校施設開放に取り組むこと。（教育庁）
- 2 埋蔵文化財の保護、文化財保護管理、文化財保存助成に取り組み、一層の充実に努めること。都内に残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。また、外国人への文化財情報提供のため、外国語による文化財情報ウェブサイトの充実に取り組むこと。（生活文化局・教育庁）
- 3 都立図書館の蔵書スペースを拡充するとともに、図書館資料の収集を強化し、都民サービスの向上を図ること。（教育庁）

#### 三 スポーツの振興

- 1 スポーツ祭東京2013に向けて、総合的な競技力向上策を推進するとともに、様々なスポーツイベントの開催、地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツムーブメントを創出すること。また、多摩・島嶼地域の振興につながるよう市町村と連携を図ること。（スポーツ振興局）
- 2 スポーツボランティアを組織化し、恒常的なボランティア活動を可能にすること。（スポーツ振興局）
- 3 スポーツ祭東京2013の円滑な大会運営のため、積極的な広報展開や各競技会の運営に対する補助を実施すること。（スポーツ振興局）
- 4 東京マラソン、東京大マラソン祭りは、全ての参加者が楽しめるイベントとなるよ



- う運営の改善を図ること。（スポーツ振興局）
- 5 誰もがスポーツに親しむ機会を創出するため、障害者スポーツやシニアスポーツの振興を進めること。（スポーツ振興局）
  - 6 スポーツ団体や地域の観光協会、企業などと連携し、スポーツツーリズムを推進すること。（スポーツ振興局）
  - 7 2020年オリンピック・パラリンピック招致活動と、招致決定後の組織委員会発足の準備を着実に進めること。（スポーツ振興局）
  - 8 オリンピック・パラリンピックの開催決定後、早期にボランティアの募集を開始し、語学研修など様々なプログラムを組んで、大会開催までに資質豊かなボランティアの育成を図ること。（スポーツ振興局）

## ●IV チルドレンファーストで、子育てしやすい都市・東京を創る

### 重点事項

#### 一 子育て環境の整備

- 1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、出産に伴う経済的負担を軽減すること。（福祉保健局）
- 2 待機児童ゼロを目指し、保育所緊急整備事業の活用や待機児童解消区市町村支援事業の実施、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や公共施設用地の活用についても積極的に取り組むこと。また、マンション等併設型保育所設置促進事業により、小規模施設や分園の設置促進を図ること。（福祉保健局）
- 5 事業所内保育所への補助を実施するとともに、中小企業に対する補助期間延長や補助率アップ、地域解放、設置主体条件の一層の緩和を引き続き実施し、設置促進を図ること。あわせてワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。（福祉保健局）
- 19 児童虐待への対応として児童相談所の体制拡充を行うこと。とりわけ、親の精神疾患への対応などのため、全児童相談所に保健師の配置を行うこと。また児童相談所の増設等適正配置についても検討すること。また、引き続き一時保護所の増設に取り組み、適切な環境を整えること。虐待やネグレクトの恐れがある家庭に対して、児童相談所及び同機関が指導する区市町村の子ども家庭支援センターが十分な対応を行えるよう、予算措置を行うこと。（福祉保健局）

#### 二 母子・周産期医療及び小児医療の充実

- 1 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。（福祉保健局）
- 2 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日・全夜間診療事業を拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。（福祉保健局）
- 3 小児の救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行い小児救急医療のレベルアップを図ること。（福祉保健局）
- 4 小児集中治療室医療従事者研修事業を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療室に従事する医師を養成すること。（福祉保健局）
- 5 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助するとともに、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため整備費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保するこ

と。(福祉保健局)

- 7 こども救命センターに対し運営費補助を行い、重篤な小児救急患者の救命治療を速やかに行う体制を確保すること。また、退院支援コーディネーターを配置し、救命治療後の後方病床等への転院調整等を行うこと。加えて、乳幼児の死亡については、虐待の疑いがないことを十分検証するよう取り組むこと。(福祉保健局)
- 8 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。(福祉保健局)
- 9 小児三次救急医療体制のネットワーク化を図り、初期から三次までの施設間連携を進めるため、医療機関や関係機関で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ること。(福祉保健局)
- 10 ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を補助すること。さらに、地域周産期母子医療センターのM-F I C Uや周産期連携病院のN I C Uにも補助すること。(福祉保健局)
- 11 周産期医療施設等整備のためM-F I C UやN I C U、G C U施設整備費補助を実施し、N I C U 320床の整備に向けて取り組むこと。加えて、N I C U退院支援コーディネーターを配置し、早期からの在宅移行支援を行い家庭での療育環境確保を図ること。(福祉保健局)
- 15 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるように取り組むこと。(福祉保健局)

### 三 家庭と地域の教育力向上

- 4 都民参加による地域の教育力向上のため、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。(教育庁)
- 5 いじめや不登校など、学校生活において課題のある児童・生徒やその保護者を支援するため、「家庭と子供の支援員」の配置を拡充すること。(教育庁)

### 五 特別な支援を必要とする子どもの教育充実

- 3 特別支援学校の再編、特に併置による大規模化に対応し、養護教諭や栄養士等の増配置など、実態に応じた適正な教職員配置を行うこと。(教育庁)
- 4 医療等と連携し、発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発を行い、自立と社会参加の促進に向けた取組を行うこと。また、区市町村と連携し、発達障害の特性を踏まえた就学時健診を普及させ、早期発見・早期支援を行うこと。(教育庁)

### 六 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立の支援推進

- 1 都立高校における道徳教育推進校の指定や、公立小中学校・都立高校における都独自の教材活用や工夫した授業の取組により、徳育を充実させること。また、

奉仕体験活動を推進すること。（教育庁）

- 6 スクールカウンセラーを公立学校に全校配置し、勤務日数の拡充等も進めること。また、問題の予防に重きを置いた相談体制の充実を図ること。（教育庁）

#### 八 私立学校の振興

- 2 私立幼稚園等就園奨励特別補助を継続・拡充させ、国の幼稚園就園奨励費補助の見直しで低所得者層を優先的に手厚くし、結果的に負担増となった世帯に対し、負担増分の全額を補助すること。（生活文化局）
- 4 私立学校の安全対策促進として、アスベスト対策や非構造部材を含む耐震化対策への補助を実施すること。（生活文化局）

#### 一 子育て環境の整備

- 1 出産育児一時金を都独自に10万円上乘せし、出産に伴う経済的負担を軽減すること。（福祉保健局）
- 2 待機児童ゼロを目指し、保育所緊急整備事業の活用や待機児童解消区市町村支援事業の実施、集合住宅の整備にあわせた保育所整備や公共施設用地の活用についても積極的に取り組むこと。また、マンション等併設型保育所設置促進事業により、小規模施設や分園の設置促進を図ること。（福祉保健局）
- 3 病児・病後児保育に補助するとともに、駅前型病児保育事業を試行的に実施し、病児保育事業のサービス向上等について検証すること。（福祉保健局）
- 4 家庭的保育拡大のため、代替保育確保支援事業、補助員雇用支援事業、共同実施型家庭福祉員事業等を実施すること。（福祉保健局）
- 5 事業所内保育所への補助を実施するとともに、中小企業に対する補助期間延長や補助率アップ、地域解放、設置主体条件の一層の緩和を引き続き実施し、設置促進を図ること。あわせてワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。（福祉保健局）
- 6 病院内保育施設の運営に対し補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育の実施を図ること。設置費についても補助すること。（福祉保健局）
- 7 大都市特有の多様な保育ニーズに対応するため、都独自の基準による認証保育所事業を引き続き実施すること。（福祉保健局）
- 8 認定こども園については、都独自の補助制度を引き続き行うこと。（福祉保健局）
- 9 定期借地権利用による認可保育所整備促進事業を実施すること。また、児童福祉施設等耐震化促進事業により、保育所の耐震化に向けた改修・改築に必要な土地の賃借料を補助すること。（福祉保健局）
- 10 保育人材確保事業を実施し、有資格者に対する就職支援研修・就職相談会を一体的に実施する等保育人材の確保を図ること。（福祉保健局）
- 11 認証保育所運営指導を実施し、新設の事業者等に対し保育士等専門職を活用した運営指導を行い、保育の質向上を図ること。また、認証保育所等研修事業を実施すること。（福祉保健局）

- 1 2 認可保育所サービス向上支援事業を実施し、入所定員の増、0歳児保育の実施等、サービスの向上・改善に必要な改修経費を補助すること。
- 1 3 パートタイム勤務や短時間勤務等保護者の就労形態の多様化に対応した定期利用保育を行う区市町村を支援すること。また、一時預かり事業補助を実施し、緊急・一時的な保育ニーズや、保護者の育児疲れの軽減のため保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を補助すること。（福祉保健局）
- 1 4 ひとり親家庭支援センター事業を通じ、一人親家庭やその支援機関に対して、自立や就業に向けた各種相談・支援を行うこと。また、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期：平成27～31年度）」の策定に向け、今後のひとり親家庭福祉施策の推進のために必要な事項について調査を行うこと。（福祉保健局）
- 1 5 小児慢性特定疾患児の医療費助成、未熟児等の医療給付等により、出産・育児に係る母子の負担軽減を図ること。（福祉保健局）
- 1 6 新生児に対して血液検査を行うマス・スクリーニング検査に、新たな検査法を導入し対象疾患を拡充すること。（福祉保健局）
- 1 7 区市町村が行う妊婦健康診査事業にかかる経費の一部を補助し、妊婦の健康管理、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ること。妊婦健康診査制度や相談窓口等の周知を行うとともに、健診の重要性について普及啓発することにより、受診促進を図ること。（福祉保健局）
- 1 8 安心こども基金を活用し、ひとり親家庭等在宅就業支援事業、高等技能訓練促進事業等の特別対策を実施すること。（福祉保健局）
- 1 9 児童虐待への対応として児童相談所の体制拡充を行うこと。とりわけ、親の精神疾患への対応などのため、全児童相談所に保健師の配置を行うこと。また児童相談所の増設等適正配置についても検討すること。また、引き続き一時保護所の増設に取り組み、適切な環境を整えること。虐待やネグレクトの恐れがある家庭に対して、児童相談所及び同機関が指導する区市町村の子ども家庭支援センターが十分な対応を行えるよう、予算措置を行うこと。（福祉保健局）
- 2 0 医療機関における虐待対応力強化のため院内虐待対策委員会（CAPS）の設置をはじめとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、研修や普及啓発等を実施し人材を養成すること。児童虐待防止に資するため普及啓発を行うこと。（福祉保健局）
- 2 1 児童養護施設等に里親支援担当職員を配置し、養育家庭を支援すること。児童養護グループホームを推進し、家庭的雰囲気の中で養育すること。また、専門機能強化型児童養護施設制度を整備し、精神科医師・治療指導胆道職員等を配置して問題を抱えた児童の増加に対処すること。さらに、自立支援強化事業により、児童養護施設等に入所している児童の自立にむけ、入所中や退所後のケアを手厚く行える体制を整備すること。児童養護施設等人材育成支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 2 2 入所児童の処遇向上、定員増及び家庭的養護のニーズに対応するため、社会福祉法人等が行う児童養護施設整備等に対して助成すること。（福祉保健局）
- 2 3 乳児院の医療体制整備事業を実施し、常時医療・看護が必要な乳幼児の受入体制を整備すること。（福祉保健局）
- 2 4 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、ファミ

リーホーム事業を実施すること。また、養護児童グループホームを推進すること。さらに、養育家庭へのサポートを行いともに支える支援機関を設置すること。養育家庭への委託児童についても、満年齢で委託解除後の自立支援について補助すること。

(福祉保健局)

- 25 婦人保護施設の入所者の処遇向上を図るため、社会福祉法人等が行う施設整備に対し補助すること。
- 26 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当を支給すること。(福祉保健局)
- 27 企業、大学、NPO、行政などで構成する「子育て応援とうきょう会議」により、社会全体で子育てを支援する気運を高めること。(福祉保健局)
- 28 子育て推進交付金により、市町村が、地域の実情に応じて創意工夫により施策を行うことができるよう子育て全般の充実を図ること。(福祉保健局)
- 29 子供家庭支援区市町村包括補助事業により、地域の実情に応じた子供家庭分野における基盤整備およびサービスの充実を支援すること。(福祉保健局)
- 30 学童クラブ事業を行う区市町村に対し補助するとともに、整備費補助、設置促進のための補助を行うこと。開所時間延長や保育士有資格者の配置などを行う都型学童クラブに対し補助すること。また障害児の受け入れに係る経費についても補助すること。小学校等の空き教室を学童クラブにするために必要な建物改修等に支援し、教育委員会事業との適切な調整を行いつつ、事業の推進を図ること。(福祉保健局)
- 31 区市町村等が設置する児童館及び学童クラブの整備に要する経費を支援し、設置者負担の軽減を図ること。(福祉保健局)
- 32 子育て推進の一環として、義務教育就学期にある児童の治療に要する医療費の一部を助成することにより、自己負担の軽減を図ること。(福祉保健局)
- 33 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」を包含した、新たな次世代育成支援計画(平成27～31年度)の策定に向け、子ども・子育て会議の設置等を行うこと。(福祉保健局)
- 34 受験生チャレンジ支援貸付事業について、家庭教師などまで広く運用できるようにすること。(福祉保健局)

## 二 母子・周産期医療及び小児医療の充実

- 1 小児初期救急運営費補助事業を実施するとともに、地域における小児医療研修を実施すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて委託料加算対象を拡充し、初期医療の確保に努めること。(福祉保健局)
- 2 小児科の救急患者に対し、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため、休日・全夜間診療事業を拡充すること。施設・設備の整備についても補助すること。あわせて専任看護師配置加算を実施し、拡充すること。(福祉保健局)
- 3 小児の救急専門医等養成事業を実施し、救急告示医療機関等に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に対する専門的な研修を行い小児救急医療のレベルアップを図ること。(福祉保健局)
- 4 小児集中治療室医療従事者研修事業を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療室

- に従事する医師を養成すること。（福祉保健局）
- 5 休日全夜間診療事業に参画又は拡充を予定している医療機関に対し、医師確保等の経費を補助するとともに、365日24時間小児科医が対応する診療体制を確保するため整備費を補助し、地域における小児二次救急医療体制を確保すること。（福祉保健局）
  - 6 小児救急医師確保緊急事業として、大学病院に「小児医療調査研究講座」を設置し、地域の中核病院等への医師派遣を通じ、医学の教育・研究に寄与すること。（福祉保健局）
  - 7 こども救命センターに対し運営費補助を行い、重篤な小児救急患者の救命治療を速やかに行う体制を確保すること。また、退院支援コーディネーターを配置し、救命治療後の後方病床等への転院調整等を行うこと。加えて、乳幼児の死亡については、虐待の疑いがないことを十分検証するよう取り組むこと。（福祉保健局）
  - 8 小児医療ネットワークモデル事業を実施し、初期から三次の小児医療を効率的・効果的に提供していくため、医療機関間のネットワークを構築すること。（福祉保健局）
  - 9 小児三次救急医療体制のネットワーク化を図り、初期から三次までの施設間連携を進めるため、医療機関や関係機関で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ること。（福祉保健局）
  - 10 ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児医療への対応として、周産期母子医療センター運営費を補助すること。さらに、地域周産期母子医療センターのM-FICUや周産期連携病院のNICUにも補助すること。（福祉保健局）
  - 11 周産期医療施設等整備のためM-FICUやNICU、GCU施設整備費補助を実施し、NICU320床の整備に向けて取り組むこと。加えて、NICU退院支援コーディネーターを配置し、早期からの在宅移行支援を行い家庭での療育環境確保を図ること。（福祉保健局）
  - 12 救命救急センターとの連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センターを指定し、母体救命体制を確保すること。さらに、受け入れ困難事例の地域間搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急を要する母体・新生児に迅速に医療を提供できるようにすること。（福祉保健局）
  - 13 NICU等入院児在宅移行研修事業を実施し、医師・看護師・MSW等の職種に向けた研修を実施すること。さらに、NICUやGCUに長期入院している小児等について、在宅療養との中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、整備費を補助すること。NICU長期入院時等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行うため、在宅療養児一時受入支援事業を実施すること。（福祉保健局）
  - 14 多摩地域の周産期医療の充実策として、多摩新生児連携病院において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を確保し、多摩地域の新生児受け入れ体制の強化を図ること。（福祉保健局）
  - 15 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた周産期医

療が提供されるように取り組むこと。（福祉保健局）

- 1 6 ミドルリスクの妊産婦患者の緊急受け入れ体制を確保するため、周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）を実施すること、また、施設設備整備費を補助すること。（福祉保健局）
- 1 7 新生児医療担当医育成研修事業を実施し、周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を対象に研修を実施するとともに、代替医師確保軽費を補助すること。（福祉保健局）
- 1 8 産科医等の確保のため処遇を改善し、分娩手当を支給する分娩取り扱い機関等に対し財政支援を行うこと。（福祉保健局）
- 1 9 新生児医療担当医を確保するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給すること。（福祉保健局）
- 2 0 新生児専門医を目指す医師の育成を支援し、新生児医療の中核となる人材を確保するとともに、質の高い新生児医療を安定的に提供すること。（福祉保健局）
- 2 1 院内助産所や助産師外来を開設しようとする医療機関管理者や医師、助産師等へ研修を行い、お産の場を確保すること。（福祉保健局）
- 2 2 発達障害、児童虐待などさまざまな子どもの心の問題にかかる医学的支援機能を有する拠点病院が、関係機関への支援を行う子どもの心の診療拠点病院整備支援事業を実施し、子どものこころのケア充実を図ること。（福祉保健局）
- 2 3 小児疾病等への医療費助成、特定赴任治療費の助成を引き続き行うとともに、不妊治療に対する助成のさらなる拡大を図ること。（福祉保健局）
- 2 4 小児救急電話相談（＃8000）を引き続き行うとともに、休日・夜間も実施するなど体制を強化すること。（福祉保健局）
- 2 5 女性の健康支援のための知識普及・相談支援や不妊に関する相談を行い、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 2 6 医療施設耐震化緊急整備事業、医療施設耐震化緊急対策事業を実施し、災害時の医療体制の確保を図ること。また、緊急時の停電に備えるため医療施設自家発電設備整備を補助すること。（再掲）（福祉保健局）

### 三 家庭と地域の教育力向上

- 1 家庭の教育力向上のため、学校と家庭の連携推進事業と乳幼児期からの子どもの教育プロジェクトを推進すること。（教育庁）
- 2 食育の一環として、地域と連携した地産地消給食やコメ食の推進、農業体験の推進を実施すること。
- 3 幼稚園・保育所での教育的機能を向上させるため、就学前教育に取り組むこと。（教育庁）
- 4 都民参加による地域の教育力向上のため、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。（教育庁）
- 5 いじめや不登校など、学校生活において課題のある児童・生徒やその保護者を支援するため、「家庭と子供の支援員」の配置を拡充すること。（教育庁）



#### 四 教育の質向上・学校教育指導の充実

- 1 東京教師養成塾、都県の枠を超えた教員採用選考の実施、東京教師道場、各種研修、授業研究など教員の資質向上に取り組むこと。また、再任用教員の活用などによって、若手教員の育成に取り組むこと。（教育庁）
- 2 教職員健康管理システム、メンタルヘルスチェックシートの活用などによる教職員のメンタルヘルス対策に取り組むこと。（教育庁）
- 3 校務改善の推進により、公立小・中学校の校長、副校長、教員の業務負担軽減に取り組むこと。（教育庁）
- 4 特色ある学校づくりの推進として、都立高校改革の推進、自律的な学校経営の確立、多様な選抜方法の推進に取り組むこと。（教育庁）
- 5 即戦力となる「ものづくり人材」の育成のため、都立工業高校において企業実習を充実させること。（教育庁）
- 6 教育庁人材バンク事業、中学校部活動の外部指導員導入促進補助、肢体不自由特別支援学校への介助専門家導入など、外部人材を活用するにあたっては、教育現場であることに十分配慮すること。（教育庁）
- 7 子どもの自死防止教育を行うこと。また、小学校で命の大切さを教えるための動物飼育を積極的に行うこと。（教育庁）
- 8 首都大学東京においては、豊かな人材を育成するとともに、東京の活性化、都市問題の解決に資する魅力ある大学にしていくこと。また、優秀な海外留学生の受入によって、東京をはじめとしたアジアの発展や課題解決などに資する研究を推進すること。（総務局、知事本局）

#### 五 特別な支援を必要とする子どもの教育充実

- 1 「難聴」の児童生徒に対し、障害特性を十分に理解した指導のできる教員の養成と安定的な配置を実施すること。また、難聴学級の適正な配置を進めること。
- 2 自立活動指導の充実、教育環境の改善、特別支援教育コーディネーターの育成・配置など適切な対策を講じること。（教育庁）
- 3 特別支援学校の再編、特に併置による大規模化に対応し、養護教諭や栄養士等の増配置など、実態に応じた適正な教職員配置を行うこと。（教育庁）
- 4 医療等と連携し、発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発を行い、自立と社会参加の促進に向けた取組を行うこと。また、区市町村と連携し、発達障害の特性を踏まえた就学時健診を普及させ、早期発見・早期支援を行うこと。（教育庁）
- 5 障害児・生徒の通学については、特段の配慮をし、安全確保が必要な場合は、スクールバス等の適切な配慮をすること。（教育庁）
- 6 日本語学級の設置、日本語指導法の開発、外部人材による授業補助、都立高校入試への合理的配慮と日本語支援を行うこと。（教育庁）
- 7 特別支援学校と寄宿舎の施設改修予算を拡充すること。（教育庁）

#### 六 子どもの学力向上、心と体の成長、社会的自立の支援推進

- 1 都立高校における道徳教育推進校の指定や、公立小中学校・都立高校における都独

自の教材活用や工夫した授業の取組により、徳育を充実させること。また、奉仕体験活動を推進すること。（教育庁）

- 2 公立小中学校や都立高校の児童生徒の基礎学力定着のため、学力調査とその結果を踏まえた学力改善に対する取組支援を実施すること。（教育庁）
- 3 都立学校 I C T 計画により、校内 L A N ・教育用 I T 機器の整備を行うこと。教員研修の推進、教材コンテンツ等の整備を行うこと。（教育庁）
- 4 登校支援員活用事業の継続・拡大を図ること。（教育庁）
- 5 論理的思考力や言語能力の向上を図るため、言語能力向上推進事業を実施すること。（教育庁）
- 6 スクールカウンセラーを公立学校に全校配置し、勤務日数の拡充等も進めること。また、問題の予防に重きを置いた相談体制の充実を図ること。（教育庁）
- 7 学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、弁護士・精神科医・警察 O B などの専門家と連携し、24 時間電話相談など、問題行動対策事業を推進すること。（教育庁）
- 8 子どもの体力向上のため、児童・生徒の体力の実態調査を行うなど、総合的な基礎体力向上策を実施すること。（教育庁）
- 9 日本の伝統・文化理解教育推進に取り組むこと。また、都立高校の日本史授業を充実させること。（教育庁）
- 10 都立高校生の海外留学支援や英語教育の推進を図り、次世代リーダーの育成と国際理解教育の推進に取り組むこと。（教育庁）
- 11 宿泊訓練等、実践的な防災教育を実施すること。（教育庁）
- 12 外部人材の活用などによる公立学校のキャリア教育の推進と、企業・N P O と連携した都立高校生への社会的・職業的自立支援を実施すること。（教育庁）
- 13 理数フロンティア校を指定するなど、理数教育を推進すること。（教育庁）

## 七 公立学校の施設設備の整備

- 1 市町村立小中学校における普通教室の冷房化支援の延長を行うこと。（教育庁）
- 2 公立小中学校等の非構造部材を含めた耐震対策を支援すること。（教育庁）
- 3 都立学校の校舎改築、大規模改修、増改修、老朽校舎の改築等、施設設備の適切な維持管理に取り組むこと。（教育庁）
- 4 校庭の芝生化を推進し、維持管理も含めた支援を行うこと。（教育庁）

## 八 私立学校の振興

- 1 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助を充実すること。（生活文化局）
- 2 私立幼稚園等就園奨励特別補助を継続・拡充させ、国の幼稚園就園奨励費補助の見直しで低所得者層を優先的に手厚くし、結果的に負担増となった世帯に対し、負担増分の全額を補助すること。（生活文化局）
- 3 私立高等学校等特別奨学金補助は、補助対象世帯の所得制限幅を広げること。（生活文化局）

- 4 私立学校の安全対策促進として、アスベスト対策や非構造部材を含む耐震化対策への補助を実施すること。（生活文化局）
- 5 私立幼稚園の防災備蓄倉庫を整備するための補助を実施すること。（生活文化局）
- 6 次世代リーダーを育成するため、私立高校の生徒が海外留学する際の留学費補助を実施すること。（生活文化局）
- 7 職業教育を推進するため、私立専修学校教育振興費補助を拡充すること。（生活文化局）

## 九 子どもの安心安全の確保

- 1 地域ぐるみの学校安全体制推進事業、学校における安全教育の推進に取り組むこと。（教育庁）
- 2 インターネット・携帯ネットの適正な利用に関する啓発・指導を行うとともに、情報の取捨選択を判断し使いこなすためのメディアリテラシー・情報モラル教育に取り組むこと。（教育庁）
- 3 緊急地震速報システムの活用、校舎の震災対策、災害時帰宅困難者支援に取り組むこと。（教育庁）

## 十 青少年の健全育成と安全確保

- 1 青少年の健全育成を適切に進めるために、出版業界による自主規制の徹底やレーティングなどの取り組みを普段から綿密な連携をとりながら進めるとともに、児童ポルノによる被害者の救済策などを推進すること。（青少年・治安対策本部）。
- 2 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、フィルタリングソフトの適切な利用など環境の改善やリテラシー・モラル教育の充実を図るなど、行政・学校・保護者・事業者などが連携して青少年の健全育成を推進していくこと。また、青少年の携帯端末等の利用のあり方について検討すること。（青少年・治安対策本部、教育庁）
- 3 ひきこもりの人たちに対して、これまでの相談の成果を活用していくこと。また、NPO等との連携やひきこもりの親たちなどへの支援など、施策をさらに拡充し、社会参加を応援していくこと。（青少年・治安対策本部）
- 4 社会性や勤労観など様々なことを学ぶことができる中学生の職場体験を引き続き実施するために、経済界・産業界とも連携しながら、受け入れ事業所の拡充などに取り組むこと。（青少年・治安対策本部）
- 5 非行など様々な悩みを抱える青少年に対して、国や区市町村、保護司、NPO、地域等との連携により、就学や就労、福祉などの立ち直りに必要な支援を行うこと。（青少年・安対策本部）
- 6 子どもの安全対策として、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上のため、「地域安全マップ」づくりを引き続き推進していくこと。また、子ども安全ボランティア活動の支援を行い、地域と学校の防犯ネットワークを強化すること。（青少年・治安対策本部）

## ● V 福祉や雇用の充実で、暮らしやすい生活都市・東京を創る

### 重点事項

#### 一 医療の充実・確保、疾病予防

- 1 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制を整備すること。
  - (1) 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を推進すること。（福祉保健局）
  - (2) 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）
  - (3) 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
  - (6) 救急医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を支給すること。（福祉保健局）
  - (8) 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。（福祉保健局）
- 3 がん検診受診率アップ、がん医療提供体制の抜本的強化と患者・家族支援の拡充を図ること。
  - (5) 必要な緩和ケア病床整備促進を支援し、都における緩和ケアの推進を図ること。在宅やグループホーム等、家族や親しい人のそばで療養生活を送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩和ケア提供体制をつくること。（福祉保健局）
  - (6) がん医療を行うすべての医師が、緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階からの適切な痛み・苦痛のコントロールが行われるようにすること。（福祉保健局）
  - (7) がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がんに関する情報を一元化したがんポータルサイトの開設・運営や、がん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。（福祉保健局）
  - (9) がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。（福祉保健局）
  - (10) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。（福祉保

健局)

4 地域医療確保対策を充実すること。

(10) 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。既存医療機関の撤退や移転により地域で不足する医療を確保するため、新たな医療機関の誘致に対し支援すること。(福祉保健局)

6 医療安全対策及び医療人材確保対策を推進すること。

(5) 医師勤務環境改善事業を実施し、病院勤務医の勤務環境を改善するとともに、出産や育児などにより離職した女性医師の復職支援を行うこと。(福祉保健局)

二 心身障害者(児)福祉の推進

2 5 子どもの発達に沿って、家庭、学校、地域、一般クリニック、精神科クリニック等、早期発見、早期支援体制構築のためを図ること。なかでも若者のメンタルサポート支援のための事業を実施し、早期支援に取り組むこと。(福祉保健局、教育庁)

2 6 精神科医療地域連携事業、アウトリーチ支援事業、民間事業者活用型短期宿泊モデル事業、精神疾患早期発見・早期対応推進事業を実施し、地域で必要な時に治療を受けられる体制整備、地域定着を支援し安定して生活できるようにすること。(福祉保健局)

四 健康の保持増進

1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺防止!東京キャンペーン、こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク、東京都自殺相談ダイヤル、ゲートキーパー養成事業を行うこと。自殺相談ダイヤルについては、夜間の相談体制の強化・充実を図ること。国の「自殺総合対策大綱」の改訂に伴い、「東京における自殺総合対策の基本的な取り組み方針」の見直しを行うこと。(福祉保健局)

八 雇用の確保と安心できる職場環境の実現

1 雇用維持・安定や雇用創出・再就職支援、セーフティネット・生活支援の就業対策の充実に向けて、国と東京都、都内自治体とが連携を強化し、雇用対策に取り組むこと。都自らが未就職卒業者などの緊急雇用創出に取り組むとともに、基金事業のうち、平成25年度も実施する重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等緊急雇用対応事業を積極的に実施すること。新成長戦略における環境エネルギー・農林分野、医療・介護・育児・福祉・教育分野、観光・地域活性化など成長分野での総合的な東京独自の雇用を創出すること。(産業労働局)

3 若年者の雇用就業支援について拡充すること。(産業労働局)

(1) 都自らが、就職先が決まらない未就職卒業者を対象に紹介予定派遣制度を活

用して都内中小企業での就労体験を行い、正規雇用化を支援する未就職卒業者緊急就職サポート事業を創設して、正規雇用化を支援すること。

一 医療の充実・確保、疾病予防

- 1 救急搬送時間30分と必要な医療が受けられる体制を整備すること。
  - (1) 救急医療対策として、東京都地域救急医療センターを運営し、地域の救急医療機関が相互に協力・連携し速やかに救急患者を受け入れる「東京ルール」を推進すること。（福祉保健局）
  - (2) 東京ルールについては、その効果、参加病院の負担を検証しつつ、転院搬送（病院救急車）や後方病床の整備等、必要となる支援を行うこと。（福祉保健局）
  - (3) 医療機関の選定に時間を要している事案等について、受け入れ医療機関の調整、一時受入後の転送先の調整等を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、緊急性を要する患者への迅速な医療確保を図ること。医療従事者の安全確保対策を実施すること。（福祉保健局）
  - (4) 休日・全夜間診療事業を実施し、休日及び全夜間の急患に対する専門的治療及び入院を確保するとともに、施設・設備の整備を補助すること。（福祉保健局）
  - (5) 東京消防庁救急相談センター事業（＃7119）を拡充すること。（福祉保健局、消防庁）
  - (6) 救急医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を支給すること。（福祉保健局）
  - (7) 救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。また、所有地などを活用して救命救急センターの整備を支援すること。（福祉保健局）
  - (8) 医療改革都民会議を設置し、医療抜本改革の目標と工程を定めた基本方針を策定すること。（福祉保健局）
- 2 消防庁が適正な救急措置と医療機関への迅速な搬送により、都民の命を守ること。
  - (1) 救急相談体制の充実及び応急手当の普及促進により、真に救急車を必要とする都民への適切かつ効果的な対応を図ること。（消防庁）
  - (2) 東京ルールの推進と併せて救急隊を増隊するなど、救急体制の充実強化を図ること。（消防庁）
- 3 がん検診受診率アップ、がん医療提供体制の抜本的強化と患者・家族支援の拡充を図ること。
  - (1) がん医療の水準向上を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院、東京都認定がん診療病院を整備するとともに経費を補助すること。また、地域がん拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制の整備を図る緩和ケア推進事業を実施すること。（福祉保健局）
  - (2) がん登録推進事業を実施するとともに、がん登録に関する普及啓発を行うこと。また、地域がん登録事業を実施し、総合的ながん対策の実施評価に向け、がんに関する正確な情報把握を行うため、地域がん登録業務を実施すること。（福祉保健局）
  - (3) たばこによる健康影響防止対策により、若年からの喫煙防止対策や受動喫煙防止

の取り組みを推進すること。（福祉保健局）

- (4) 在宅緩和ケア支援事業により、地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケアの普及啓発を図る拠点として、在宅緩和ケアセンターを複数整備すること。がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。また高度・複雑化するがん医療への対応として、専門看護師（CNS）認定の教育機関派遣への助成などを行うとともに、リエゾンナース配置等についても検討するなど、専門性の高い看護人材の育成策・処遇を充実させること。（福祉保健局）
- (5) 必要な緩和ケア病床整備促進を支援し、都における緩和ケアの推進を図ること。在宅やグループホーム等、家族や親しい人のそばで療養生活が送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩和ケア提供体制をつくること。（福祉保健局）
- (6) がん医療を行うすべての医師が、緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階からの適切な痛み・苦痛のコントロールが行われるようにすること。（福祉保健局）
- (7) がん体験者等による相談支援などがん患者との連携による相談支援体制の強化を図ること。がんに関する情報を一元化したがんポータルサイトの開設・運営や、がん手帖の作成・活用など患者に役立つ情報提供体制を構築すること。（福祉保健局）
- (8) 体力の低下等を伴うがん治療後の患者（脾臓摘出者等）のうち、障害者手帳が取得できないなど制度の谷間に埋もれる方がでないよう、支援策を検討すること。（福祉保健局）
- (9) がん対策タウンミーティングを開催し、患者や現場の医療従事者など、都民参加で対策を構築すること。（福祉保健局）
- (10) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院が行う、放射線治療機器、化学療法施設等の整備に要する経費の一部を補助すること。また、民間医療施設に対し、医療施設近代化施設設備整備費補助を実施すること。（福祉保健局）
- (11) がん予防対策推進のため、がん予防・検診受診キャンペーン、がん予防・検診受診率向上事業などを実施し、受診率向上に取り組むこと。また、受診率向上にエビデンスがあるとされる、検診への助成と個別の受診勧奨を強化すること。また、正確な受診状況を把握するため、都民のがん健診に対する意識や職域での健診実施状況を調査し、施策推進の基礎となるデータを整備すること。（福祉保健局）
- (12) がん検診精度向上支援事業を実施し、がん検診の精度管理の充実を図るとともに、がん検診要精密検査者の結果把握、および精密検査未受診者への受診勧奨を徹底すること。（福祉保健局）
- (13) マンモグラフィ検診に従事する医師及び診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図るため養成研修を行うこと。（福祉保健局）
- (14) 小児がん医療水準向上のため、都内の小児がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを構築すること。（福祉保健局）
- (15) がん患者の就労等の現状を把握し、がん患者の家族や事業主等に対し、がんに対する正しい理解を広めることにより、がん患者やその家族の治療・療養環境改善を

推進すること。（福祉保健局）

(16) がん患者等の在宅医療を推進するため、拠点薬局の行う無菌調剤室等の整備に対して補助を行い、無菌調剤室の共同利用体制をモデル的に構築すること。（福祉保健局）

(17) 新しいがん健診について、鋭意研究すること。（福祉保健局）

#### 4 地域医療確保対策を充実すること。

(1) 脳卒中医療連携推進事業を実施し、患者を速やかに医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築すること。（福祉保健局）

(2) 糖尿病医療連携推進事業を実施し、専門医療の提供が可能な医療機関の設定、合併症予防の取組、地域における病院、診療所間の医療連携の仕組みを構築すること。（福祉保健局）

(3) 在宅医療普及事業を実施し、都全域で地域の実情に応じた在宅医療を推進していくため、先駆的な事例や取り組みについて評価検証を行い、他地域への普及を図ること。（福祉保健局）

(4) 在宅医等相互支援体制構築事業を実施し、独居・高齢者世帯が増加している社会情勢に対応し、在宅療養患者へ365日24時間の安心を提供するため、地域で在宅医と訪問看護ステーションとの連携を促進する等、チームでの診療体制構築を図り、在宅療養環境の整備を推進すること。（福祉保健局）

(5) 在宅療養環境整備支援事業を実施し、病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ること。（福祉保健局）

(6) 在宅医療相互研修事業を実施し、入院患者がスムーズに病院から在宅へ移行し、療養生活を送ることが出来るよう、病院の医師、看護師等と在宅医療に従事するスタッフが連携を図るための研修を実施すること。（福祉保健局）

(7) 療養病床機能強化研修事業を実施し、療養病床を持つ医療機関の医師等に研修を行い、療養病床の機能向上を図ること。また、療養病床転換促進事業を実施し、療養病床への転換にかかる取組を支援するとともに、病院管理者への経営研修を行うこと。（福祉保健局）

(8) 医療連携強化研修事業を実施し、病院・在宅医療のスタッフが多職種で連携して患者を支援できるよう、医療の仕組みや介護事業の内容について知識を深めるとともに、在宅医療の推進を図ること。（福祉保健局）

(9) 医療療養病床の適正な病床数を確保していくため、一般病床からの移行等に要する経費を補助すること。また、適切な事業計画の策定を支援するなど、療養病床の整備促進を図ること。（福祉保健局）

(10) 多摩地域及び島嶼における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。既存医療機関の撤退や移転により地域で不足する医療を確保するため、新たな医療機関の誘致に対し



支援すること。（福祉保健局）

- (11) へき地勤務医師等確保事業、へき地医療運営費等補助、へき地産科医療機関運営費補助、施設設備の整備費補助を行い、医師の派遣、医師確保補助、身近な機関で安心して出産できる環境整備を行うこと。（福祉保健局）
- (12) 東京都リハビリテーション病院を引き続き運営すること。また、地域リハビリテーション支援事業を実施し、地域におけるリハビリテーション支援体制の充実を図ること。（福祉保健局）
- (13) かかりつけ医のリハビリテーションに対する意識向上を図ると共に、基礎的な研修を通じ、適切なリハビリテーションへと誘導する知識を付与し、在宅療養患者等の自立的生活の維持・向上を図ること。（福祉保健局）
- (14) 医療・福祉に関する相談や医療機関等の情報提供を行う相談窓口として、保健医療情報センターを運営すること。（福祉保健局）

#### 5 歯科保健、歯科医療を推進すること。

- (1) 摂食・嚥下機能支援推進事業を実施し、摂食・嚥下機能障害に対する適切な評価及びリハビリ等を実施するため、専門的な歯科医師やコメディカル等を育成すること。（福祉保健局）
- (2) 心身障害児（者）歯科診療補助事業を実施し、障害児の歯科診療を確保すること。また、心身障害者口腔保健センターの運営により、一般の診療所では対応が困難な心身障害児（者）等を対象とした歯科診療を実施、保健医療従事者等に対する教育研修・情報提供、調査研究等を行うこと。（福祉保健局）
- (3) 8020運動など都民の歯科保健意識の向上を図ること。また、周術期における口腔ケアの重要性を広く普及し、医科・歯科連携のための基盤を整備すること。（福祉保健局）
- (4) 在宅歯科診療設備整備事業を実施し、在宅歯科診療の普及向上を図ること。（福祉保健局）
- (5) 在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業を実施し、在宅療養者の口腔ケアに必要な機器等の整備を行い、在宅療養者を介護するか続投への歯科口腔保健の知識や技術の指導、普及を図ること。

#### 6 医療安全対策及び医療人材確保対策を推進すること。

- (1) 都内各病院の院内感染発生及び拡大防止に向けた取り組みを支援し、安全・安心な医療提供体制を確保するため、院内感染対策強化事業を実施すること。（福祉保健局）
- (2) 都民の医療に対する理解と参画推進事業を実施し、都民が医療に関する情報を正しく理解し、活用できるようにするため、情報の効果的な提供方法や関係者間の連携強化について検討するとともに、都民と医療従事者との相互理解を深めること。（福祉保健局）
- (3) 死因不明の急性死や事故死等の検案・解剖を行う監察医務院については、警察官や臨床医等との連携を広げ、人材育成を強化するなど、一層の充実を図ること。（福祉保健局）
- (4) 医療人材確保対策として、地域医療を担う医師養成事業（一般貸与・特別貸与）、

東京都地域医療支援ドクター事業を実施するとともに、拡充すること。（福祉保健局）

- (5) 医師勤務環境改善事業を実施し、病院勤務医の勤務環境を改善するとともに、出産や育児などにより離職した女性医師の復職支援を行うこと。（福祉保健局）
- (6) 院内助産所・助産師外来開設研修事業を実施し、安心・安全なお産の場を確保すること。（福祉保健局）
- (7) 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容を充実し、看護師の充足を図ること。また、修学資金の貸与を行うこと。引き続き都立看護専門学校の運営を行うこと。（福祉保健局）
- (8) 養成、定着、再就業等、看護師確保に向けた取組を支援すること。早期離職防止のための新人研修体制整備を実施すること。看護職員等確保対策の中核施設としてナースプラザを運営するとともに、地域に密着した再就業支援相談及び復職支援研修を実施すること。（福祉保健局）
- (9) 地域における在宅療養患者の支援を充実するため、看護外来相談開設促進事業を実施すること。（福祉保健局）

## 二 心身障害者（児）福祉の推進

- 1 障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員を養成するとともに、事業者及び従事者を登録すること。（福祉保健局）
- 2 障害者（児）施設の重点的整備を進めるため、グループホーム・ケアホーム、重度心身障害者グループホーム、短期入所事業、生活介護や就労移行支援、重症心身障害児（者）通所事業、障害者支援施設の整備に対し、用地費貸付や定期借地権の一時金に対する補助など、特別助成を実施すること。（福祉保健局）
- 3 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホーム・ケアホームへの補助を行うこと。開設準備経費についても補助すること。（福祉保健局）
- 4 障害者の就労支援を充実するため、東京都障害者就労支援協議会、区市町村障害者就労支援事業、雇用にチャレンジ事業、障害者就労支援体制レベルアップ事業、企業見学コーディネーター事業、障害者就業・生活支援センター事業、工賃アップセミナー、離職障害者職場実習事業、障害者施設における若年障害者の雇用促進事業、障害者就労促進パートナーシップ事業を実施すること。（福祉保健局）
- 5 障害者の就労継続支援のため、受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行うこと。（福祉保健局）
- 6 心身障害者（児）の日常生活を支援するために、居宅介護、重度脳性麻痺者介護、重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業等を実施すること。（福祉保健局）
- 7 障害者（児）を緊急に一時保護する、障害者（児）ショートステイ事業を引き続き実施するとともに、さらに特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）のショートステイ受け入れ促進のため、高い技術を持った看護師を支援員として配置すること。（福祉保健局）

- 8 重症心身障害児通所事業により、重症心身障害児通所運営費補助を行い通園バスの運行の確保や医療的ケアを行う職員の人件費等の支援を行うとともに、民間の医療型施設の重症心身障害児通所委託受け入れ促進員配置を支援すること。重症心身障害児在宅療育支援事業を実施し、重症心身障害児在宅療育支援センターの設置や訪問看護及び訪問健康診査等を行うこと。（福祉保健局）
- 9 重症心身障害児施設の看護師確保緊急対策として、職場勤務環境改善事業、療育チーム力の向上のため認定看護師等養成機関への派遣などに取り組み、専門性の高い職員確保に取り組むこと。さらに復職支援などのキャンペーンを行うこと。（福祉保健局）
- 10 盲ろう者通訳派遣事業、盲ろう者支援センター事業を実施し、盲ろう者のコミュニケーション、移動を確保し、社会参加を促進すること。（福祉保健局）
- 11 発達障害者支援センターの支援体制を充実すること。発達障害者支援体制整備推進事業を実施し、専門的人材育成等を行うこと。また、区市町村発達障害者支援体制整備促進事業を実施し、早期発見早期支援のためのシステム構築等を推進すること。（福祉保健局）
- 12 高次脳機能障害者に適切な支援が提供されるよう、専門的な相談支援、地域ネットワークの構築、人材育成、専門的リハビリテーションの充実など、高次脳機能障害者支援普及事業を実施すること。区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、身近な地域での支援を充実すること。（福祉保健局）
- 13 小規模作業所等の経営基盤強化のため、法内施設化総合推進事業を実施すること。また、法内化に必要な施設改修や備品購入経費を助成すること。（福祉保健局）
- 14 障害者地域生活移行・定着化支援事業を実施し、地域生活移行についての普及啓発を行うこと。入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、施設入所者の地域生活への移行を支援すること。また、障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業を実施し、地域の一般住宅で自立した生活ができるよう支援する仕組みを検討すること。（福祉保健局）
- 15 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障害者が自立した生活、社会生活を営むことができるよう幅広く支援すること。（福祉保健局）
- 16 民間社会福祉施設サービス推進費補助により、創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援すること。（福祉保健局）
- 17 精神科医療機関就労支援研修事業を実施し、精神障害者の就労および職場定着を支援すること。（福祉保健局）
- 18 障害者の社会参加促進のため、障害者IT支援総合基盤整備事業を充実・強化するとともに、身体障害者補助犬給付事業を行うこと。（福祉保健局）
- 19 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当の支給、心身障害者扶養共済への加入により障害者の経済的基盤の確保を図ること。（福祉保健局）
- 20 障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善事業を実施すること。（福祉保健局）
- 21 都外施設の安定運営を確保するため適切な補助を行うこと。また、都外施設利用者の地域移行支援事業を実施するとともに、障害者地域生活移行促進事業を実施するこ

- と。(福祉保健局)
- 2 2 障害者の地域での生活を支えるサービス基盤を充実させるため、施設整備にかかる設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。心身障害者施設用地費貸付事業を実施するとともに、引き続き補助率3/4とすること。(一部再掲)(福祉保健局)
  - 2 3 精神障害者措置入院患者の医療費公費負担を行うとともに、通院医療費助成、小児精神患者等医療費助成を実施すること。(福祉保健局)
  - 2 4 精神科救急の相談事業を、医療機関が開いている昼間にも拡充し、必要に応じた迅速な精神科救急医療が受けられるようにすること。(福祉保健局)
  - 2 5 子どもの発達に沿って、家庭、学校、地域、一般クリニック、精神科クリニック等、早期発見、早期支援体制構築のためを図ること。なかでも若者のメンタルサポート支援のための事業を実施し、早期支援に取り組むこと。(福祉保健局、教育庁)
  - 2 6 精神科医療地域連携事業、アウトリーチ支援事業、民間事業者活用型短期宿泊モデル事業、精神疾患早期発見・早期対応推進事業を実施し、地域で必要な時に治療を受けられる体制整備、地域定着を支援し安定して生活できるようにすること。(福祉保健局)
  - 2 7 精神障害者の社会的入院の解消に向け、退院促進コーディネーター、グループホーム活用型ショートステイ事業を実施すること。また、精神障害者地域移行体制整備支援事業を実施し、社会的入院の状態にある精神障害者の地域生活移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化を推進すること。(福祉保健局)
  - 2 8 夜間こころの電話相談事業を実施し、行政機関等とつながりにくい夜間の相談体制を整備すること。(福祉保健局)
  - 2 9 精神疾患について、若者が地域で相談する体制として、医療機関によるモデルだけではなく、すぐに医療につながらない、家族支援、相談について医療機関では十分対応できない場合もあるため、地域の支援団体によるメンタルサポート支援の体制を構築すること。(福祉保健局)
  - 3 0 障害者虐待防止法の施行に際して、実態の把握につとめ、必要があれば、対応の拡充に努めること。(福祉保健局)
  - 3 1 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期に補聴器を使用することにより、言語を獲得して生活能力やコミュニケーション能力をも煮付けられるよう支援すること。(福祉保健局)
  - 3 2 在宅重症心身障害児(者)の診療を行うかかりつけ医を増やすため、専門医療機関、療育施設、診療所等に対する研修を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育や診療に関する情報発信を行う、重症心身障害児(者)在宅医療ケア体制整備モデル事業を実施すること。(福祉保健局)
  - 3 3 審議会等、意志決定機関において、障害当事者の割合を高めること。(福祉保健局)

### 三 高齢者福祉の推進

- 1 認知症高齢者等への支援として、認知症対策推進事業を実施すること。認知症疾患医療センターを中心とした地域における医療・福祉相互の具体的連携体制を構築すること。また、認知症疾患医療センターが行う地域の医療従事者等への研修を体系的に実施するため、研修拠点を設置し、多職種共通のテキストの作成やセンターの研修実施を支援することにより、都内の医療従事者等の認知症対応力の向上を図ること。
- 2 若年性認知症総合支援センター設置事業を実施し、若年性認知症へのワンストップ相談窓口等支援体制強化を図ること。また、若年性認知症患者の居場所づくりについて、支援すること。（福祉保健局）
- 3 訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業を実施し、要介護高齢者等の在宅療養生活を支えるための訪問看護のサービス量確保を図ること。また、訪問看護人材確保事業を実施し、人材不足解消に向けて取り組むこと。（福祉保健局）
- 4 介護職員の専門性の向上を目指し、現任介護職員資格取得支援事業を実施すること。介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業を実施すること。また、在宅療養サービスの担い手となる訪問リハビリテーションの人材育成を行うこと。（福祉保健局）
- 5 E P A（経済連携協定等）に基づく外国人介護福祉士の受け入れ支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 6 介護職員処遇改善臨時特例交付金による事業として、施設開設準備経費助成特別対策事業、定期借地権の一時金に対する補助等を行うこと。（福祉保健局）
- 7 高齢社会対策区市町村包括補助事業を引き続き実施するとともに、新たに認知症患者の介護者の孤立化の防止を図るための医療機関連携型介護者支援も対象とするなど、一層の充実を図ること。（福祉保健局）
- 8 ケアハウス運営費補助、特別養護老人ホーム経営支援事業、養護老人ホームの運営を行うこと。また、板橋ナーシングホーム、東村山ナーシングホームの運営を行うこと。健康長寿医療センターの運営支援を行うこと。（福祉保健局）
- 9 高齢者の在宅療養生活を支える人材育成支援事業を実施し、訪問リハビリテーションの人材育成を図ること。（福祉保健局）
- 10 地域高齢者の相談受付や地域の見守り情報等の収集、緊急通報システム等による地域生活の安心確保のためシルバー交番設置事業を行うこと。（福祉保健局）
- 11 避難者の孤立化防止事業を実施し、避難者の生活する地域の実情に応じた取組を実施すること。（福祉保健局）
- 12 次期高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）の策定に向け、高齢者の実態把握等の各種調査を実施すること。
- 13 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、在宅療養環境整備支援事業を実施し、病院から在宅医療への移行を支援するとともに医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養環境整備を図ること。（福祉保健局）
- 14 都内高齢者の生活実態に即して、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画改定を行うこと。（福祉保健局）
- 15 不足する介護基盤整備促進のため、特別養護老人ホームへ等社会福祉施設整備への助成を充実させ、計画達成に向け取り組むこと。（福祉保健局）

- 1 6 特養等施設の開設準備に必要となる訓練期間中の職員雇いあげ費用や地域説明会に要する経費を補助すること。（福祉保健局）
- 1 7 特別養護老人ホームが利用者サービスの維持向上を図ることができるよう、運営費等の補助を行うこと。（福祉保健局）
- 1 8 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム整備費を補助するとともに、整備率の低い地域への加算を設け設置促進を図ること。特養併設以外の老人短期入所施設の整備に要する費用の一部を補助し、ショートステイ整備を促進すること。（福祉保健局）
- 1 9 共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業を実施し、地域密着型サービス等の整備促進を図ること。ケアハウスの整備、地域密着型サービス等重点整備、介護老人保健施設の整備、介護専用型有料老人ホームの設置促進のため補助すること。医療・介護連携型サービス付き高齢者専用賃貸住宅モデル事業を実施すること。（福祉保健局）
- 2 0 都市型経費老人ホーム整備費補助を実施し、低所得で要介護・要見守りの高齢者向けの設置促進を図ること。（福祉保健局）
- 2 1 防火対策緊急整備支援事業を実施し、消防法によるスプリンクラーの設置義務がない施設に対しても補助すること。また、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業を実施し、地震等防災対策上必要な補強改修等に対する支援を行い、利用者の安全確保を図ること。（福祉保健局）
- 2 2 地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能居宅介護事業所等の介護拠点の創設や増設に対し補助すること。（福祉保健局）
- 2 3 高齢者の生きがいと社会参加促進のため、シルバーパス交付事業、老人クラブ助成事業を実施すること。また、シルバーパスの対象交通機関を拡大するなど、さまざまな方策を検討しさらなる高齢者の社会参加促進策を行うこと。（福祉保健局）
- 2 4 介護支援専門員研修事業を実施し、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成すること。在宅医療と介護との連携を含めたケアマネジメント充実のため、在宅医療サポート介護支援専門員の養成に取り組むこと。（福祉保健局）
- 2 5 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業を引き続き実施し、低所得者の負担を軽減すること。介護サービス情報を公表すること。（福祉保健局）

#### 四 健康の保持増進

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺防止！東京キャンペーン、こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク、東京都自殺相談ダイヤル、ゲートキーパー養成事業を行うこと。自殺相談ダイヤルについては、夜間の相談体制の強化・充実を図ること。国の「自殺総合対策大綱」の改訂に伴い、「東京における自殺総合対策の基本的な取り組み方針」の見直しを行うこと。（福祉保健局）
- 2 うつ診療レベルアップ研修、遺族支援対策事業を実施すること。（福祉保健局）
- 3 総合精神保健福祉センターの専門機関としての機能を生かし、自殺対策に従事する職員等の専門的能力を育成するなど人材育成に取り組むこと。（福祉保健局）
- 4 地域住民の健康の保持増進のため、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として

保健所を設置運営すること。（福祉保健局）

- 5 地域保健サービス体制充実のため、区市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組めるよう支援すること。また、保健所再編後の多摩地域の現状について、新たな感染症への対応などを加味して検証するとともに、自治体、医療関係者等の意見を聴いて体制の拡充を図ること。（福祉保健局）
- 6 糖尿病予防のための普及啓発事業を実施し、生活習慣の改善、治療継続の必要性に関する啓発を行い、糖尿病の発症や重症化・合併症の予防を図ること。（福祉保健局）
- 7 健康増進法に基づく区市町村補助事業を実施し、区市町村が行う健康増進事業に対し補助すること。（福祉保健局）
- 8 東洋医学や日本で古来より伝承されてきた先人の知恵である「漢方養生学」を広く啓蒙すること。（福祉保健局）
- 9 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策として、正しい知識を広めるとともに、区市町村に研修を行い、早期発見・早期治療を促進すること。（福祉保健局）
- 10 難病対策として、認定難病等に対して医療費を助成するとともに、居宅生活支援や訪問診療、在宅難病患者緊急一時入院、在宅難病患者医療機器貸与・整備事業など在宅難病患者対策を充実すること。また、難病相談・支援センター事業を実施すること。介護サービスが多様な難病に対応できるよう、制度の見直しを国に対して求めること。（福祉保健局）
- 11 透析患者への災害時医療確保対策として、人口透析患者が携帯するカードを作成するとともに、関係機関に対して人工透析患者に対する災害時対応の研修を実施すること。（福祉保健局）
- 12 臓器移植の推進及び移植体制確立のため、普及啓発、組織適合性検査費の助成、臓器移植コーディネーター設置などを行うこと。（福祉保健局）
- 13 肝炎対策として、医療連携の推進や医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療につなげるため、診療ネットワーク整備事業、肝炎治療推進事業を実施すること。肝炎ウィルス検診の普及啓発を行い肝炎の正しい知識、肝炎検診の受検勧奨を行うこと。（福祉保健局）
- 14 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当での支給などを行うとともに、介護保険サービス利用等助成事業を実施すること。健診の内容・検査方法の改善に取り組むこと。（福祉保健局）
- 15 心身障害者（児）医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業補助、乳幼児医療費助成など各種医療費助成を引き続き実施すること。また、不妊治療費助成を引き続き実施するとともに、さらなる拡大を図ること。（再掲）（福祉保健局）
- 16 国民健康保険事業の円滑な運営のため、運営費の負担・補助を行うこと。国保組合についても引き続き補助を行うこと。後期高齢者医療制度の負担等を行うこと。（福祉保健局）

## 五 生活環境の安全確保

- 1 食品の安全確保を図るため、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析

- を行うとともに、食の監視検査体制を充実強化すること。輸入食品対策、広域流通食品監視・検査を実施すること。また、食品安全情報評価委員会による、都民とのリスクコミュニケーションを充実すること。（福祉保健局）
- 2 食品衛生自主管理認証制度を実施し、営業者の自主的な衛生管理を推進すること。（福祉保健局）
  - 3 輸入食品対策として、輸入業者への監視指導及び残留農薬など輸入食品の検査等を実施すること。また、都内のと畜場に搬入されるすべての牛について、牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施すること。市場衛生検査を行うこと。（福祉保健局）
  - 4 食中毒対策として、病因物質の特定、汚染経路の調査、営業者の自主的な衛生管理推進のための指導を行うこと。（福祉保健局）
  - 5 食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置などを行うとともに、食品事業者における適正表示推進者の育成及び都民に対する教育学習を行うこと。（福祉保健局）
  - 6 健康食品による都民への危害発生を未然に防ぐため、業者指導や都民への普及啓発に係る事業を強化、推進すること。（福祉保健局）
  - 7 医薬分業等を推進するため、かかりつけ薬局の育成、医薬品管理センター等における医薬品供給等の情報ネットワーク構築などに取り組むとともに、薬局における医薬品提供や相談機能に関する情報提供を推進すること。（福祉保健局）
  - 8 災害時における医薬品等の供給や薬局機能の維持に係る体制を強化すること。（福祉保健局）
  - 9 薬物乱用防止対策を総合的に進めるとともに、脱法ドラッグ、薬剤の不適正処方などの情報収集に努め、関係機関と連携して指導・取締りを強化すること。（福祉保健局）
  - 10 健康安全研究センターについては、試験検査、研究、技術研修などに必要な機器・人員を確保するとともに、東京における検査精度の向上のため幅広く取り組むこと。また、放射能に関する現況を把握するため、計画的なモニタリングを実施すること。（福祉保健局）
  - 11 東京都大気汚染医療費助成制度については、和解条項により平成25年中に見直しを実施することになるが、制度継続を前提として必要な予算額を計上するとともに、制度の継続について、国や関係者に働きかけること。（知事本局、福祉保健局）
  - 12 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発・普及などの対策を講じること。また、感染症を媒介する蚊の防除対策を推進すること。放射線にかかる情報提供を充実させること。（福祉保健局）
  - 13 動物愛護事業により、終生飼養や飼い主の責任についての広報を徹底するとともに、人と動物との共生に対する理解を推進すること。また、地域の捨て猫による住民間のトラブル対策として、動物を捨てないよう広報を徹底し、その解消を図る「地域猫」として不妊去勢を行う地域活動を支援すること。（福祉保健局）
  - 14 アジア感染症対策プロジェクトによりアジア大都市の行政機関、医療機関、研究機関等の医師、研究者等による人的ネットワークを構築すること。（福祉保健局）



- 1 5 新型インフルエンザ対策として、医療物資の確保、医療体制の整備、検査体制の強化、都民への普及啓発、ワクチン接種体制の構築、東京都医学総合研究所での基礎研究推進に取り組むこと。（福祉保健局）
- 1 6 新型インフルエンザ等感染症の疑い患者の診療及び確定診断までの一時受入を行う医療機関確保のため、外来・経過観察室の陰圧化等の整備に対し補助すること。（福祉保健局）
- 1 7 感染症法に基づく勧告入院患者の診療確保のため、知事から指定を受けた感染症指定医療機関の整備に対し補助すること。（福祉保健局）
- 1 8 救急搬送サーベイランスを実施し、患者の症状等の情報を迅速に収集・解析して、異常の発生をいち早く探知するよう取り組むこと。（福祉保健局）
- 1 9 HIV／エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、普及啓発を行い患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むこと。（福祉保健局）
- 2 0 結核医療費助成を実施するとともに、結核予防推進プラン促進事業、結核地域医療ネットワーク推進事業を実施すること。（福祉保健局）

#### 六 新たな福祉ニーズへの対応と福祉を支える基盤づくり

- 1 区市町村が地域のニーズに応じて地域福祉を推進できるよう、地域福祉推進区市町村包括補助を行い、基盤整備、サービスの充実を支援すること。（福祉保健局）
- 2 生活保護世帯に対し適切な援護を行うこと。また、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うとともに、効果的な支援手法等の開発に向けた調査研究、その成果の普及に取り組むこと。さらに、被保護者である精神障害者の社会的入院を解消し地域生活への移行を支援するため退院促進支援事業を実施すること。（福祉保健局）
- 3 区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。また、地域福祉権利擁護事業を実施すること。（福祉保健局）
- 4 インターネットによる相談事業を実施する民間団体に補助を行うこと。（福祉保健局）
- 5 ノンステップバスの整備等の導入を進めること。また、ユニバーサルデザイン整備促進事業を実施することにより、だれもが社会参加できるまちづくりを推進すること。鉄道駅エレベーター等整備事業により、エレベーターの設置を促進すること。援助を必要としていることが外見からわかりにくい方が、公共交通機関で優先的に座りやすくなるよう、配慮を必要としていることが一般の方にわかるヘルプマークの普及啓発を行うこと。（福祉保健局）
- 6 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者、区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めるとともに、福祉のまちづくりの普及・推進活動を行うこと。（福祉保健局）
- 7 地域福祉推進事業補助により区市町村が地域の社会資源を有効に活用して福祉サービス事業を実施できるよう支援すること。さらに、地域福祉振興事業補助を充実し、民間団体への助成が一層行われるよう取り組むこと。（福祉保健局）

- 8 経営者・チームリーダー層等マネジメント促進事業を実施し、社会福祉事業のマネジメント強化、経営および運営の適正化を図ること。（福祉保健局）
- 9 福祉人材の養成・確保策として、介護福祉士等修学資金の貸与事業を実施するとともに、制度の一層の拡充等を検討すること。（福祉保健局）
- 10 キャリアカウンセリングなど、福祉人材の育成や福祉分野への就労の援助を行うとともに、社会福祉事業従事者や経営者の相談に応じ、必要な援助を行うこと。（福祉保健局）
- 11 進路選択学生等支援事業、潜在的有資格者等養成支援事業、地域密着複数事業所連携事業、キャリア形成訪問指導事業、新卒者等応援緊急介護人材育成事業を実施し、介護・福祉の仕事を目指す学生への支援や、再就労支援、キャリアアップや定着支援を行うとともに、介護職場への就職相談・あっせん等を実施すること。（福祉保健局）
- 12 行政と地域を結びつける役割を担っている民生・児童委員の活動を支援すること。民生・児童委員協力員を配置し、地域における民生・児童委員の活動を支援するとともに、将来的に民生・児童委員の候補としての人材確保につなげること。また、民生委員の負担が大きく、なり手が少ないことから、民生委員の補佐役を任命できるような制度を検討すること。（福祉保健局）
- 13 路上生活者の自立支援として、自立支援センター事業、巡回相談など、公園等生活者や住居を失ったホームレスやホームレスになるおそれのある者に、地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。また、路上生活者の夜間実態調査を行うこと。（福祉保健局）
- 14 新生活サポート事業を行い、多重債務により生活が困難な者への相談、資金貸し付けを行うこと。また、児童養護施設入所者など社会的養護が必要な者に対して就職等の際に必要な資金の貸し付け、相談援助を行うこと。（福祉保健局）
- 15 地域生活定着促進事業を行い、刑務所等出所予定の障害者等に対し、福祉サービスにつなげるための地域生活定着支援センターを設置すること。（福祉保健局）
- 16 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業を実施し、都内に拠点相談所を設置し、低所得者・離職者等に対する生活・住居・就労相談を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行い、安定した居住・生活の促進を図ること。（福祉保健局）
- 17 保護施設の整備に要する費用を補助すること。（福祉保健局）
- 18 受験生チャレンジ支援貸付事業を行い、学習塾の受講料、大学等の受験料の貸付を行い低所得世帯の子どもを支援すること。（福祉保健局）
- 19 社会福祉保健医療研修センター外壁改修工事を行うとともに、監察医務院改築工事、看護専門学校改築工事、災害医療活動車両整備事業、多摩府中保健所・南多摩保健所・島しょ保健所の整備、硫黄島「鎮魂の丘」慰霊碑敷地の崩落防止工事、城南大橋第二倉庫改修工事を実施し、必要な施設設備を整備すること。（福祉保健局）
- 20 石神井学園キャンパスの再編整備、萩山実務学校の改築工事、児童自立支援施設児童療新築工事、府中療育センターの全面改築に向けた基本設計を実施し、必要な施設設備の整備を進めること。（福祉保健局）

- 2 1 健康安全研究センターを再編整備し、新たな感染症の脅威・不正薬物の乱用、食品安全などさまざまな課題への対応を図ること。（福祉保健局）
- 2 2 簡易水道事業等補助を実施し、山間部及び島しょでの水不足解消、水質改善等を図るため、町村が行う簡易水道事業等の整備に対し補助すること。（福祉保健局）

## 七 都立病院の経営

- 1 都立病院の医師確保・育成対策を実施すること。（病院経営本部）
  - (1) 東京医師アカデミーを運営し、次代を担う若手医師の確保・育成を図ること。あわせて学習環境整備、指導医向け研修会の拡充など、指導体制の充実を図ること。
  - (2) 看護職員のキャリア開発を支援する仕組みを体系化した東京看護アカデミーにより、看護職員の確保、定着を図るとともに、認定看護師・専門看護師・助産師等の養成機関への派遣を積極的に進めること。
  - (3) 院内保育室の充実や病児・病後児対応などの拡充、医療クラークの配置等により、医師の負担軽減を図るなど、はたらきやすい環境を整備すること。
  - (4) 短時間勤務制導入、チーム医療の一層の拡充など、女性医師の就業継続、復職支援に取り組むとともに、ワークライフバランス推進事業を行うこと。
- 2 医療の質向上と患者サービスの充実強化を図ること。（病院経営本部）
  - (1) 小児医療体制を充実するため、多摩小児総合医療センターにおいて小児救急患者の救命対応や地域の二次医療機関とのネットワークを構築するため、こども救命センターを運営するとともに、多摩小児医療ネットワークを運営すること。
  - (2) 墨東、大塚、多摩総合・小児総合の各都立病院における周産母子医療センターの安定的な運営のため、地域の実情に応じ、周産期医療ネットワークグループなどしっかりとした連携体制を構築すること。また、多摩総合・小児総合で指定を受けたいわゆるスーパー総合周産期母子医療センターの運営を行うとともに、NICU病床を確保するため、NICUを必要入院児の在宅への移行支援事業を実施すること。
  - (3) 医療法に定める4疾病5事業に精神疾患が加わったことにあわせ、都立病院においても精神科医療の充実を図ること。また、松沢病院で認知症疾患のセンター的機能を担うこと。
  - (4) 医療安全対策を充実強化するため、リスクマネジメント研修等を実施すること。
  - (5) 医療安全、スタッフの負担軽減のためITのさらなる活用を進め、電子タグ導入についても検討すること。
  - (6) 一次救急、二次救急の協力医療機関を増やすように努めること。
  - (7) 総合医療を取り入れ、都民の治療要望の拡大に応えるように努めること。
  - (8) 精神病医療における患者の人権を守り、不当な拘束、多剤服用などを監視するように努めること。
- 3 都立病院のがん医療体制の充実を図ること。（病院経営本部）
  - (1) 都民の3人に一人のがんで死亡している現状に鑑み、外来化学療法や放射線治療等、集学的治療体制の一層の充実を図ること。
  - (2) がん診療に携わるすべての医師が緩和ケアの知識を持ち、治療の初期段階から苦痛を軽減・管理でき、よりよい医療・よりよい療養生活を送れるよう取り組むこと。

- (3) 患者はもとよりがん診療に携わるスタッフへの支援を行うことができるリエゾンナースを育成・配置し、きめ細かく質の高いがん医療を一層推進すること。
  - (4) 在宅診療との連携をしっかりと行い、地域の在宅医療、在宅緩和ケア提供体制の支援拠点としての役割も果たせるよう、がん医療体制を充実させること。
  - (5) がん手帳を早期に導入し、地域医療機関との連携、患者を含めた関係者間での情報共有、治療の流れがわかる丁寧な説明など、患者の納得と安心を具現化するためのツールとしてしっかりと活用すること。
  - (6) すべての都立病院に、がん患者・家族支援の専門窓口、がん図書室、がん情報センターをあわせて運営し、患者・家族支援を充実させること。
- 4 IT化の推進、情報セキュリティ対策を推進すること。(病院経営本部)
    - (1) 診療業務の安定的・効率的な運用を確保するため、電子カルテシステム等の機器及びソフトウェアを更新すること。また、都立病院再編整備等の工事にあわせ、電子カルテシステム等を整備すること。
    - (2) 都立病院で扱う個人情報もしっかりと守るため、院内LANの整備・充実するとともに、個人情報保護対策を不断に見直し、強固な情報セキュリティ環境を実現すること。
    - (3) 医療安全、スタッフの負担軽減のためITのさらなる活用を進め、電子タグ導入についても検討すること。(再掲)
  - 5 地域病院の医療機能向上、自立的経営を推進すること。(病院経営本部)
    - (1) 地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、必要な医療を提供する公社病院に対し、運営費に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。
  - 6 都立3小児病院の移転統合後の地域医療について引き続き注視し、安定した医療提供体制確保に取り組むこと。(病院経営本部)
    - (1) 清瀬小児病院移転の後医療については、多摩北部医療センターへの小児総合医療センターからの医師派遣の継続、常勤医師の確保などに引き続き取り組むこと。
  - 7 都立病院の経営力の強化を図ること。(病院経営本部)
    - (1) 都立病院が今後も安定的・継続的に行政的医療を提供していくために、収益力の強化や経営分析力の向上のための取り組み等を実施し、安定的かつ強固な経営基盤を確立すること。
    - (2) 医業未収金の確実な回収と発生防止のための方策として、未収金回収業務専門職員の配置、個人未収金管理システム及び債権管理システムの回収等、未収金管理体制を強化し、公正かつ円滑な病院運営を確保すること。また、外国人の未収金にも着実に対応すること。

## 八 雇用の確保と安心できる職場環境の実現

- 1 雇用維持・安定や雇用創出・再就職支援、セーフティネット・生活支援の就業対策の充実に向けて、国と東京都、都内自治体とが連携を強化し、雇用対策に取り組むこと。都自らが未就職卒業者などの緊急雇用創出に取り組むとともに、基金事業のうち、平成25年度も実施する重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等緊急雇

- 用対応事業を積極的に実施すること。新成長戦略における環境エネルギー・農林分野、医療・介護・育児・福祉・教育分野、観光・地域活性化など成長分野での総合的な東京独自の雇用を創出すること。（産業労働局）
- 2 若年者から高齢者まで都民の職業能力開発への支援と産業を支える人材の育成のため、再就職に必要な技能を身に付けるための職業訓練や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策を推進すること。訓練の定員規模の拡大や更なる効果的な指導方法の検討など、公共職業訓練の充実を図ること。（産業労働局）
  - 3 若年者の雇用就業支援について拡充すること。（産業労働局）
    - (1) 都自らが、就職先が決まらない未就職卒業者を対象に紹介予定派遣制度を活用して都内中小企業での就労体験を行い、正規雇用化を支援する未就職卒業者緊急就職サポート事業を創設して、正規雇用化を支援すること。
    - (2) 新規学卒者・未就職既卒者などを対象とした合同就職面接会の拡充を図るとともに、東京都の若年者就業支援事業に協力する意思のある若者ジョブサポーター企業の組織化・拡大に取り組むこと。
    - (3) しごとセンターにおいて、若年者合同就職面接会や各種セミナー、インターンシップを行うなど、フリーター等向け対策を充実し、就職に結びつけること。
    - (4) 中小企業と若者の雇用のミスマッチを改善する支援を充実すべきであり、企業の魅力とともに、企業の実情を含めた情報を発信し、若者の情報不足を補う情報提供を行うこと。また、中小企業の個別企業毎の社員育成計画やキャリアパス提示のコンサルティング、企業経営者や若年者双方にセミナーを行うなど、企業における若年者の人材定着を図ること。
  - 4 中・高齢者の雇用就業支援として、しごとセンターにおいて、求職における実践的ノウハウや専門スキルの習得などキメの細かな就業支援を実施するとともに、正規雇用離職者に対する早期再就職支援策を充実すること。また、シルバー人材センター事業など高齢者の就業対策を推進し、活力ある地域社会づくりに貢献すること。（産業労働局）
  - 5 就職を希望する障害者の就業対策として、障害者を新たに雇用した中小企業に支給する都独自の助成事業を引き続き実施するとともに、オーダーメイド型障害者雇用サポート事業を進めるなど、障害者雇用の促進を図ること。企業が障害者雇用を進められるような支援制度を構築すること。また、都庁におけるチャレンジ雇用を拡大するとともに、重度障害者の雇用対策を推進すること。（産業労働局）
  - 6 都職員の採用においては、3障害のバランスを取りながら、障害者法定雇用率の達成に向け、鋭意取り組むこと。また、障害者が一般就労に向けた経験を積めるよう、非常勤職員としての位置づけなど、一年以上のチャレンジ雇用を行い、その拡大に努めること。（総務局）
  - 7 監理団体・報告団体に対して、法令遵守の周知を徹底するなど、法定雇用率以上の障害者雇用を図るよう厳しく指導すること。また、指定管理者に対しても、公募や事業評価を通じて、労働法制の遵守徹底を図ること。（総務局）
  - 8 しごとセンター多摩においては、女性や団塊の世代、フリーターなどターゲットを絞ったサービス提供を進めるとともに、市町村と連携し、地域のニーズにあった雇用

就業支援を推進すること。

- 9 すべての職場における公正な労働基準の確立や改正労働者派遣法、改正労働契約法、改正高齢者雇用安定法の趣旨の徹底など、最新の労働知識の普及・啓発を図る各種セミナーを開催するなど、労働基準が守られる東京の労働環境づくりを進めること。  
(産業労働局)
- 10 パートアドバイザーの増員や、セミナー・シンポジウムを開催するなど、職場での働く人の心の健康づくり（メンタルヘルス）に取り組むとともに、労働相談体制の充実・強化を図ること。また、非正規労働者の雇用環境整備に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。メンタルヘルスケアについて広く周知すること。（産業労働局）
- 11 ワークライフバランスを推進するため、中小企業ワークライフバランス実践支援事業を都自ら創設し、男性の育児等への参加促進に取り組むこと。また、引き続き「東京しごとの日」の設定を行うとともに、ファミリーデーを実施する民間企業を増やすなど、取り組みを推進すること。（産業労働局、生活文化局）
- 12 労働委員会事務局においては、東京都労働委員会における高い和解率をひとつのモデルとして、そのノウハウを全国的に発信するなど、労働者と使用者とがそれぞれ納得のできる解決が図られるよう努めること。（労働委員会）
- 13 人事委員会の給与勧告は、都内区市町村のみならず中小企業の給与改定にも大きな影響力を持つことから、勧告の取扱については、経済雇用情勢に与える影響も十分に考慮して慎重に検討すること。（人事委員会事務局）

## 九 人権施策の推進

- 1 複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権施策推進指針を見直し、都民・NPO・企業、団体等と連携し、総合的な取り組みを展開すること。（総務局）
- 2 犯罪被害者やその家族等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること。また、具体的な施策として、犯罪被害者等に対する総合的支援体制の整備、都民センター多摩の新設など相談や情報の提供の充実等、損害賠償の請求等についての援助等、経済的負担の軽減、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、日常生活支援、刑事に関する手続への参加についての支援、人材の育成等、都民等の理解の増進、調査研究の推進等、民間支援団体に対する援助、意見の反映及び透明性の確保などに取り組むこと。さらに、犯罪被害者等基本条例を制定すること。（総務局、その他）
- 3 DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充させること。（生活文化局）

## ●VI 防災・防犯対策の充実で、安全・安心な都市・東京を創る

### 重点事項

#### 一 総合的な防災対策の推進

- 1 平成24年11月に決定した「東京都地域防災計画」修正に沿って、都民の安全に万全を期すとともに、状況の変化に応じて、不断の見直しを行い、計画の更なる深化を図ること。（総務局）
- 5 首都直下地震によって92万人も生じると試算される帰宅困難者に対応するために、備蓄品の購入経費の補助や運営アドバイザーの派遣、通信手段の確保などに加えて、都市開発諸制度の活用や固定資産税の減免などによって、民間の一時滞在施設を確保すること。また、鉄道駅構内での保護推進や学校等での児童・生徒の安全確保策に取り組むなど、帰宅困難者対策を推進すること。（総務局）

#### 三 市街地整備と耐震まちづくり

- 1 避難場所、避難道路の見直しを行うとともに、木造密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、防災生活圈促進事業を実施し、整備を促進すること。また、木造住宅密集地域の整備を促進するため不燃化特区制度を創設すること。（都市整備局）
- 2 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物（木造住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物）に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに助成対象の拡大などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。（都市整備局）

#### 一 総合的な防災対策の推進

- 1 平成24年11月に決定した「東京都地域防災計画」修正に沿って、都民の安全に万全を期すとともに、状況の変化に応じて、不断の見直しを行い、計画の更なる深化を図ること。（総務局）
- 2 首都直下地震が発生することを想定し、実践的な総合防災訓練や図上訓練等を通じて、初動態勢の迅速化など危機管理体制を強化すること。
- 3 発災時における関係機関及び都民間の情報連絡が安定的に確保できる体制を構築していくこと。（総務局）
- 4 災害時の緊急事態に対応するために、防災行政無線の再整備など応急対策を進めるとともに、緊急遮断弁の遠隔操作化など、応急給水槽の維持管理を実施すること。（総務局）
- 5 首都直下地震によって92万人も生じると試算される帰宅困難者に対応するために、備蓄品の購入経費の補助や運営アドバイザーの派遣、通信手段の確保などに加えて、都市開発諸制度の活用や固定資産税の減免などによって、民間の一時滞在施設を確保

- すること。また、鉄道駅構内での保護推進や学校等での児童・生徒の安全確保策に取り組むなど、帰宅困難者対策を推進すること。（総務局）
- 6 地域防災力向上のためにも、意欲的な防災活動を行う団体への支援を進めるとともに、こうした取り組みを広く普及するなど、町会や自治会、消防団など既存組織に参加していない若者たちの参加促進に向けて取り組むこと。（総務局、生活文化局、消防庁）
  - 7 災害時において優先車両・施設に燃料の安定供給を行うための実践的な仕組みを構築し、訓練を行うことで、機動力を確保の実効性を高めること。（総務局）
  - 8 火炎旋風のメカニズム解明に向けて、研究を進めるとともに、避難場所・避難道路の検証・見直し、防災教育の充実など、必要な対策を講じること。（総務局、消防庁、都市整備局）
  - 9 大地震をはじめ、火山噴火、ゲリラ豪雨などの自然災害や複合災害、大規模事故、NBC災害、新型インフルエンザ対策などの危機に対応するため、全庁的な取り組み体制を構築すること。また、国や隣接縣市、他府県などとの広域的な連携を強化するとともに、アジアの諸都市とも連携して防災対策を推進すること。（総務局、知事本局、福祉保健局、消防庁）
  - 10 都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害に対する対策を推進すること。東京東部のゼロメートル地帯では、台風による高潮と地震とが前後して重なる複合災害のおそれがあり、都心部では、都市型水害と地震が重なる可能性が想定されるため、震災時の津波対策を見直していくこと。（総務局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局）
  - 11 津波対策については、大震災の教訓と新たな被害想定を受け、都民の安心・安全に資するため、河川堤防・海岸保全施設・下水道施設などの地震・津波対策や、高潮対策センターの二拠点化などを図っていくことと合わせて、複合災害の想定と対策にも取り組むこと。（総務局、建設局、港湾局、下水道局）
  - 12 島しょ地域の地震・津波対策については、災害時に避難や輸送の拠点としての役割が果たせる、災害に強い港湾・漁港整備を進めること。また、新たなハザードマップや周辺環境の点検を踏まえた避難施設や避難経路の確保、定期航路の不能に対応する対策など地震津波対策を都や町村をはじめ、地域全体で取り組むこと。（総務局）
  - 13 近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動態勢の強化を図るとともに、区市町村と連携して対応していくこと。（総務局、下水道局）
  - 14 災害時の救急医療対策を推進すること。
    - (1) 災害の発生直後から傷病者対応を迅速かつ円滑に行うため、二次保健医療圏ごとに設置した地域災害医療連携会議において、災害時の医療救護体制等について検討すること。災害医療拠点病院に、応急用資器材等を整備し、災害時における重症者の医療を確保するとともに、医療救護の体系的整備を図ること。また、災害拠点病院施設整備費補助を行い、備蓄倉庫、受水槽、自家発電等の確保を図ること。（福祉保健局）
    - (2) 災害派遣医療チーム（東京DMAT）に災害時医療支援車（東京DMATカー）を配備し、災害時の救命に備えること。（福祉保健局）



- (3) 医療施設耐震化促進事業、医療施設耐震化緊急整備事業、医療施設耐震化緊急対策事業を実施し、災害時の医療体制の確保を図ること。また、緊急時の停電に備えるため医療施設自家発電設備整備を補助すること。（福祉保健局）
- (4) 地域救急医療センターが救急患者の受入体制強化等のために行う施設設備整備費の補助を行うこと。（福祉保健局）
- (5) 中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院等を新たに「災害拠点連携病院」に指定し、災害時の医療提供体制の強化を図ること。（福祉保健局）
- (6) 広域災害救急医療情報システムを再構築し、すべての病院や区市町村等の関係機関とのネットワーク化を実現し、災害時の情報収集能力及び情報連絡体制の強化を図ること。（福祉保健局）
- (7) 首都直下地震などの大規模災害に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確立を支援すること。（福祉保健局）
- 1 5 都営地下鉄の防災機能を向上させるために、地下鉄施設の耐震対策や駅エレベーターの閉じ込め防止対策などを実施するとともに、危機管理体制の充実や実践的避難訓練、災害時の乗客への情報提供対策など、ハード・ソフト対策を組み合わせ、災害対策を強化すること。都営地下鉄の浸水対策として、地下鉄トンネル内や出入り口の防水扉の拡充と電動遠隔操作化など、抜本的な対策を強化すること。（交通局）
- 1 6 総合的な治水対策を着実に進めるとともに、より有効な豪雨対策について調査検討すること。また、緊急豪雨対策として地下街等浸水対策計画策定費補助を実施するとともに、公共施設への一時貯留施設の設置促進を図ること。（都市整備局）
- 1 7 災害に強い東京港臨海部を実現するために、海岸保全施設の整備を推進するとともに、水門・排水機場の耐震強化、防潮堤、内部護岸などの整備など地震・津波対策を推進すること。（港湾局）
- 1 8 災害による被災者に対して、区市町村が実施する災害援護資金の貸付に要する経費を負担すること。また、三宅島火山活動災害による被災者が帰島する際に、住宅の新築、修繕等に要する経費について支援金を支給すること。（福祉保健局）
- 1 9 民間社会福祉施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修工事及び仮設整備費に必要な経費を補助すること。また、緊急時の停電に備えるため医療施設自家発電設備整備を補助すること。（一部再掲）（福祉保健局）
- 2 0 都立病院における災害対策・感染症対策を強化すること。（病院経営本部）
  - (1) 新型インフルエンザの医療体制に万全を期すため、引き続き施設整備、医療資器材等の確保、配送体制の整備を行うこと。
  - (2) 区東部保健医療圏を中心とした地域の感染症診療機能を強化するため、各地区医師会・保健所等との連携を図るとともに、墨東病院において、入院・外来機能を備えた独立の感染症対策病棟を整備すること。
  - (3) 災害時、発災直後の迅速な対応や関連機関との連携等、都立病院が十分な医療機能を果たすことができるよう、医療資器材を整備する等、災害対策を充実させること。
  - (4) 基幹災害拠点病院である広尾病院において、老朽化した給排水設備等の改修や自

家発電設備設置工事の実施など、ライフラインの強化を図ること。

## 二 被災地・被災者支援の推進

- 1 被災地支援として、現地事務所と連携しながら多様化しているニーズを把握しながら、任期付き職員の派遣をはじめ、県産品販売や観光支援、がれきの受け入れなど、引き続き、被災地が必要とする支援に取り組むこと。
- 2 都内避難者に対して、雇用をはじめとした支援情報の提供や避難者交流会の支援に引き続き取り組むこと。（総務局）
- 3 東日本大震災に伴う都営住宅・民間賃貸住宅等への避難者等の受入に対し、引き続き必要な支援策を講じること。（都市整備局）
- 4 産業・観光面から被災地を継続して支援するために、被災地の中小企業が都内中小企業などと連携して経営革新に取り組む場合に積極的に支援するとともに、福島県への被災地応援ツアーの支援を行うこと。（産業労働局）
- 5 東日本大震災による被災者に対する税制面での支援策を継続するとともに、東京都独自の措置である法人二税及び個人都民税の納期限等の延長についても、継続すること。また、被災した土地が与える影響と家屋の評価のあり方について、検討すること。（主税局）

## 三 市街地整備と耐震まちづくり

- 1 避難場所、避難道路の見直しを行うとともに、木造密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業を実施し、整備を促進すること。また、木造住宅密集地域の整備を促進するため不燃化特区制度を創設すること。（都市整備局）
- 2 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物（木造住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物）に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに助成対象の拡大などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。（都市整備局）
- 3 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。（都市整備局）
- 4 建て主等が液状化による建築物被害に備えられるようにするため、都が行ったボーリング調査結果も含め、土地の履歴や地盤状況など地盤調査データの提供を早急に行うこと。（都市整備局）
- 5 都施行の区画整理として、区部中心部の整備を進めるとともに、広域交通基盤整備などとあわせて実施すること。また、沿道一体整備、都市作りと連携した都営住宅再編整備の推進、市街地再開発を行うこと。あわせて、生活再建資金貸付を実施すること。（都市整備局）
- 6 都営住宅の耐震改修を計画的に実施することにより、雇用拡大の意味も含めて都営住宅の耐震化を進めること。（都市整備局）
- 7 防災都市づくりの観点から、特定緊急輸送道路沿道における建築物の耐震改修に対して固定資産税を減額するなど優遇措置を創設すること。また、東京都が、不燃化を

強力に推進するために指定する不燃化特区において、都税の減免措置を実施すること。さらに、帰宅困難者対策として、民間の防災備蓄倉庫の確保に向けた減免措置を実施すること。併せて、避難路指定され減免対象となっている私道などについては、避難路確保に向けて、実態に応じた課税とすること。（主税局）

- 8 防災対策を進めていくために、送配水管の耐震性強化や水源及び浄水施設の耐震性強化を図るとともに、非常時における電源確保などを進めること。また、ゼロメートル地帯など低地帯にある水道施設の浸水対策に取り組むこと。避難所などの給水管耐震強化を早急に行うこと。各区市町や事業体と連携した訓練の充実や応急給水の支援などに取り組むこと。（水道局）

#### 四 消防・警察における災害対策の推進

- 1 大規模・複合災害に備えるとともに、迅速な人命救助、消火活動により、都民生活の安心・安全を高めること。
  - (1) 大規模複合災害への対応能力の充実のため、第9消防方面本部消防救助機動部隊の整備を進めるとともに、大型駆動式油圧救助器具・大型空気式救助マットなど大規模災害対策等資器材の充実、放射能測定器・呼吸保護用マスク・放射能防護衣など放射能災害対応資機材の整備を図ること。（消防庁）
  - (2) 震災時多機能型深層無限水利の整備・経年防火水槽の再生など消防水利の整備を進めること（消防庁）
  - (3) 消防団用可搬ポンプ等の整備・更新、消防団用組立水槽の更新、震災用非常食の整備、新型編み上げ活動靴・救命胴衣等の整備など消防団装備資器財の整備を進めること。（消防庁）
  - (4) 複雑多様化する都市構造の変化に対応するため、ヘリコプターの更新・高層建物火災用ヘリコプター消火装置の製作など航空消防体制の充実強化を図ること。（消防庁）
  - (5) 新技術を取り入れた消防車両・装備・通信機器等の整備などにより迅速・適格な災害対応体制を構築すること。（消防庁）
- 2 自助及び共助を促進することにより、火災や事故を未然に防ぐとともに、災害時の被害の軽減を図ること。
  - (1) 災害時支援ボランティアや自主防災組織等の指導育成、総合防災教育などの機会を捉えた防災教育、地域特性に応じた防火防災訓練の推進等により、都民の防災意識を高め、家庭や地域における防災行動力の向上を図ること。（消防庁）
- 3 防火対象物等の危険実態に即した総合的な防火安全対策を推進し、都民が安心して暮らせるまちを創ること。（消防庁）
  - (1) 建物の防火・防災管理体制及び火災予防査察執行体制の充実を図るとともに、建物の安全性を高め、都民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。
  - (2) 住宅火災における被害低減対策を推進し、住宅火災による死者の減少を図ること。
- 4 活動基盤の整備、組織運営の効率化及び人材育成の推進により、消防行政を着実に展開すること。
  - (1) 地域の災害活動拠点としての機能を十分発揮できるよう老朽化した消防庁舎や設

備を、計画的に改築・改修すること。（消防庁）

(2) 消防行政需要に応じた効果的かつ柔軟な組織体制の整備を行うとともに、限られた人員の有効活用を図るため、職員の効果的な配置・運用などを行い、都民サービスの向上を図ること。（消防庁）

5 危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築を図るとともに、危険物等処理ロボット、情報伝達装置等を整備すること。（警視庁）

6 災害等発生時の対応を強化するため、災害用重機搬送車の整備、ヘリコプターの更新、信号機用自動起動式発電機の更新及び整備、信号機用電源付加装置の整備を図ること。（警視庁）

## 五 犯罪抑止総合対策の推進

1 関係機関との連携を深めるとともに、高齢者被害女性防止女性アドバイザーの委嘱や振り込め詐欺被害防止対策電話センターの設置などきめ細かな振り込め詐欺対策やひったくりなどの街頭犯罪対策をより一層強化すること。（警視庁）

2 初動捜査の高度化を図るため、DNA型個人識別自動化装置、検視支援装置、録音録画装置等の整備を進めるとともに、時効廃止に伴う証拠品管理システムの整備を進めること。（警視庁）

3 暴力団対策及び国際化する犯罪等に対処するため、防弾資器材（防弾帽、防弾衣等）の更新を進めること。（警視庁）

4 盛り場対策を強化するとともに、地域安全情報の提供を進め、まちの防犯意識の向上に努めること。（警視庁）

5 地域防犯活動の相談・支援、学校の安全確保、子どもの安全指導などを担う防犯活動アドバイザー・スクールサポーターを増員し、防犯ボランティア・「まちかど防犯隊」活動を支援すること。（警視庁）

6 犯罪被害者の精神的・経済的負担（診断書料他）を軽減する施策を推進すること。（警視庁）

7 サイバー犯罪捜査員の増員・強化など警察活動の人的基盤を強化するとともに、警察活動車両の整備・更新をはじめとした警察装備の充実・強化を図ること。（警視庁）

8 警察活動の拠点である警察署庁舎、交番・駐在所、待機宿舎等の整備を進めること。（警視庁）

## 六 身近な犯罪対策の推進

1 不法滞在外国人などによる犯罪を防止するために、不法就労防止や適正雇用の推進など、法務省や警視庁などと連携して取り組みを強化すること。（青少年・治安対策本部、警視庁）

2 振り込め詐欺をはじめ、架空投資などの類似詐欺の被害防止に向けて、関係機関と連携しながら、普及啓発事業や取り締まりを強化すること。また、犯罪多発地域での重点化を図るなど、身近な犯罪対策を推進すること。（青少年・治安対策本部、生活文化局、警視庁）

- 3 平成23年10月1日の暴力団排除条例の施行を受け、暴力団排除に向けた気運を高めていくために、区市町村の対策支援など、警視庁等とも連携して、取り組みを強化すること。（青少年・治安対策本部、警視庁）
- 4 安全・安心まちづくりの推進に向けて、地域における見守り活動への支援を進めること。また、繁華街や商店街での防犯設備の設置や更新に必要な経費を補助するとともに、適正使用を遵守するよう指導すること。（青少年・治安対策本部）

## 七 消費生活対策の推進

- 1 不適正取引事業者指導、表示適正化対策など、取引指導事業の強化を図ること。（生活文化局）
- 2 安全対策事業として、ヒヤリ・ハット調査を実施すること。継続的に事故情報・インシデント情報を収集し、安全対策を実施すること。（生活文化局）
- 3 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、警視庁との連携による立ち入り調査など特別対策班を設置するとともに、事業者処分体制の強化を図ること。また、多重債務問題に対する総合的な取組を推進すること。（生活文化局）
- 4 消費者被害救済委員会を通じ、消費者被害の解決を図る制度を強化すること。（生活文化局）
- 5 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。（生活文化局）
- 6 多摩消費者センターが市町村消費生活行政のセンターオブセンターになるよう、多摩地域での消費生活行政を更に拡充すること。（生活文化局）

## 八 交通安全対策の推進

- 1 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化すること。とりわけ、自転車に係る交通法規についての広報活動をはじめとした自転車総合対策を充実すること。（警視庁）
- 2 ITS（高度道路交通システム）技術を活用した公共車両優先システムの整備を進めること。（警視庁）
- 3 信号灯器のLED化、信号線の地下線化、信号機の改良（視覚障害者用、多現示化等）等の交通安全施設の整備を進めること。（警視庁）
- 4 交通安全について、地域住民が生活の中で体感し事実上共有化されている危険箇所の情報を収集できる仕組みを構築し、交通規制の見直しや信号機の設置などを含めて、事故の未然防止を図ること。（警視庁）
- 5 自転車の安全利用を推進するために、学校教育など、あらゆる機会を捉えて、交通ルールの普及啓発を図ること。また、自転車の保険加入の促進に取り組むとともに、ナンバープレート制度などについて、メリット・デメリットを明示し、都民の合意を図りながら、引き続き、検討を進めること。（青少年・治安対策本部）

## ●VII 都市づくりの推進で、風格のある都市・東京を創る

### 重点事項

#### 二 都市基盤の整備促進

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、外かく環状道路の東名以南についても早期事業化に取り組むこと。（建設局）

#### 五 東京港の機能向上

- 1 京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、国の地域再生計画に基づき、港湾施設の機能高度化や物流システムの整備等を進め、国際コンテナ戦略港湾として、高い国際競争力を持つ港とすること。また、京浜港への東日本地域を始めとした国内貨物集荷に向けた取り組みを更に強化するとともに、中央防波堤外側外貿ふ頭整備やガントリークレーンの整備費補助など、外貿ふ頭の整備を推進すること。東京港埠頭株式会社と歩調を合わせて国際競争力の向上に努めること。（港湾局）

#### 一 都市づくりの総合的・計画的な推進

- 1 品川駅・田町駅周辺のまちづくりについて、周辺整備計画の策定に向け調査を行うこと。（都市整備局）
- 2 いつでもどこでも必要な情報を手軽に得ることができるユビキタス技術を、観光、商業、バリアフリー、災害情報等への活用を進めるとともに、汎用端末への拡大、国際会議出席者への情報提供など幅広く取り組むこと。（都市整備局）
- 3 羽田空港のさらなる機能強化や横田基地の民間航空利用などに向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。（都市整備局）
- 4 時代にふさわしい都市交通の実現として、ハード・ソフト両面にわたる総合的な交通施策を推進するための、総合的な都市交通体系の調査や大型貨物車走行ルート適正化方策の検討、都県橋を超えた道路網の拡充、広域交通ネットワーク形成等に関する調査、都市計画の見直し候補区間における道路網検討調査などを実施すること。また、中央道の延伸など多摩地域の交通網充実について検討すること。（都市整備局）
- 5 都市計画道路の早期整備のため効率的・効果的に取り組むこと。再開発等の将来のまちづくりや踏切部の渋滞解消とあわせ、交通量の増大が危惧される地点での混雑回避のため早急に道路体系整備を急ぐこと。（都市整備局）
- 6 総合物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。（都市整備局）
- 7 将来的な高速道路ネットワークの一元的な料金体系について調査・検討すること。

(都市整備局)

- 8 新宿駅前広場再整備などについて、調査を行うこと。(都市整備局)
- 9 民間活力と公有地の有効活用による都市再生を促進するため、「都市再生ステップアッププロジェクト」を着実に推進すること。また、その他の公有地についても、活用方策を検討すること。(都市整備局)

## 二 都市基盤の整備促進

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、外かく環状道路の東名以南についても早期事業化に取り組むこと。(建設局)
- 2 京王京王線や西武新宿線・国分寺線など、鉄道の連続立体交差事業を推進すること。(建設局)
- 3 市町村のまちづくりに対する支援として、みちづくり・まちづくりパートナー事業を実施すること。(建設局)
- 4 若潮橋などの橋梁整備を進めるとともに、橋梁の長寿命化や耐震補強など安全性向上に取り組むこと。(建設局)
- 5 傷みの著しい道路を良好な状態に保持するとともに、沿道の環境保全を図るため、路面補修、環境対策型舗装を行うこと。(建設局)
- 6 街路灯の省エネ照明への転換、道路施設改修等道路施設整備を行うこと。また、街路樹の充実・育成により道路の緑化を推進するとともに、街路樹防災診断、沿道状況調査などに取り組むこと。(建設局)
- 7 舗道を整備するとともに道路のバリアフリー化、地下歩道のネットワーク整備などをおこなうこと。また、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良、都道・区市町村道の無電柱化を推進すること。また、自転車走行空間を積極的に整備するとともに、区市町村の取り組みを支援すること。(建設局)
- 8 都内中小河川の護岸整備や調節池の整備など、中小河川整備の早期完成・緊急豪雨対策に向けて取り組むこと。また、中小河川沿いに親水公園の整備を進めること。(建設局)
- 9 高潮防御施設の整備を進めるとともに、江東内部河川の整備や東部低地帯における耐震・耐水対策を行うこと。(建設局)
- 10 不法係留船に対する厳しい対応とともに、適切な保管施設の増設に取り組むこと。(建設局)
- 11 都立公園の整備を進めるとともに、防災機能を充実・強化すること。(建設局)
- 12 都立動物園の整備について、世界に発信する首都東京の動物園を目指し整備を進めるとともに、旧寛永寺五重塔改修など施設整備を行うこと。(建設局)
- 13 都立霊園については、緑豊かな霊園整備を行うとともに、青山霊園や谷中霊園の再生などに取り組むこと。(建設局)
- 14 市町村による公園整備などが進むよう、土木事業に対する補助を行うこと。また、都市公園の整備を一層進めるための取り組みを拡充すること。(建設局)
- 15 都市基盤施設の良好な維持管理のため、道路、河川、公園の維持・修繕・管理等を

行うとともに、枯損木・支障木の伐採など安全性や景観向上にも重点的に取り組むこと。（建設局）

- 1 6 土地収用制度について、近隣県とも情報交換するなどして、手続の効率化、迅速化を図るとともに、情報を発信していくことで、都民や事業者、区市町村の理解を深めるなど、制度の活用に向けた取り組みを推進すること。（収用委員会事務局）

### 三 都市交通・物流対策の推進

- 1 公共交通網の整備促進を図るため、都市高速鉄道などに対して必要な助成等を行うこと。（都市整備局）
- 2 中央環状品川線などの整備を進めるとともに、首都高速道路株式会社への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。（都市整備局）
- 3 西多摩地域住民の生活バス路線維持助成を行うとともに、バス走行環境改善システム整備事業、公共車両優先システム整備事業を実施すること。さらに運輸事業振興助成交付金を交付すること。（都市整備局）
- 4 鉄道駅総合改善事業費補助を行うとともに、鉄道施設の耐震対策に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。（都市整備局）
- 5 都市再生交通拠点整備事業として、東京駅東西自由通路の整備を補助すること。（都市整備局）
- 6 交通バリアフリー法に基づき、主要駅やその周辺におけるバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等の策定を進めること。また、鉄道駅へのホームドア設置を早急に促進するため、ホーム柵等整備促進事業を実施すること。（都市整備局）
- 7 「踏切対策基本方針」に基づき、区施行の連続立体交差事業に対する補助や踏み切り対策の促進方策の検討、都施行事業の早期の実施など、交通渋滞等の踏切問題の早期解消に努めるとともに、踏切除去後は、駅や高架下の整備も早急に行うこと。（都市整備局）
- 8 総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枡等の普及に努めること。また、区市町村が管理する道路に設置する雨水浸透枡に対して助成を行うとともに、地下街管理者が行う浸水対策計画の策定に対する助成を行うこと。（都市整備局）
- 9 多摩都市モノレールの延伸について、調査・検討すること。（都市整備局）
- 1 0 ハイパースムーズ作戦など、ITS（高度道路情報システム）を活用した都内渋滞対策を推進するとともに、平成25年10月に開催予定のITS世界会議に向けて、開催都市にふさわしい事業展開を図ること。（青少年・治安対策本部）

### 四 都営交通の効率的な経営

- 1 公営企業においては、独立採算の原則に立って経営努力を引き続き推進し、経営基盤の強化を図るとともに、都民、利用者の期待に応える質の高いサービスを提供し続けること。（交通局、水道局、下水道局）
- 2 公共交通を取り巻く社会経済情勢の変化に対応しながら、新たな経営方針を示した



「経営計画2013」（仮名）の策定を行い、安全確保を最優先とした経営方針のもと、経営力を強化し、快適で利用しやすく、きめの細かなサービスを利用客に提供すること。（交通局）

- 3 交通局事業のなかでも、特に、バス事業については、東京電力からの株式配当がなくなる中であって、運賃値上げなど、安易に都民に負担を転換することのないよう、収支両面にわたる工夫を重ねて、早期の黒字化を図ること。（交通局）
- 4 都営地下鉄における安全・安心を確保するために、平成25年6月の大江戸線全駅へのホームドア設置完了に向けて整備を進めるとともに、新宿線、浅草線への整備に向けた検討を行うこと。また、安全・正確な運行の確保や事故等に対する迅速な対応などを行う総合指令の構築を推進すること。（交通局）
- 5 都営地下鉄におけるサービス向上に向けて、すべての駅で、エレベーター等による1ルートの確保を早急に実現するとともに、すべての地下駅の冷房化を実現すること。また、東京メトロとの乗り換えの改善、駅の案内サインの改修など、サービスの一体化に取り組むこと。（交通局）
- 6 都電荒川線については、停電時の踏切の自己電源化に取り組むとともに、電車近接表示装置の増設・更新など、運行情報サービスに取り組むこと。軌道の芝生化に取り組むこと。（交通局）
- 7 バス事業における質の高いサービスを提供していくために、バス近接表示装置の増設・更新など、運行情報サービスの充実に取り組むこと。また、上屋やベンチの整備など、バス停留所におけるサービス改善を図ること。災害時の通信手段を強化するため、営業所などに衛星電話を導入すること。（交通局）

## 五 東京港の機能向上

- 1 京浜三港による広域連携事業をさらに推進するとともに、国の地域再生計画に基づき、港湾施設の機能高度化や物流システムの整備等を進め、国際コンテナ戦略港湾として、高い国際競争力を持つ港とすること。また、京浜港への東日本地域を始めとした国内貨物集荷に向けた取り組みを更に強化するとともに、中央防波堤外側外貿ふ頭整備やガントリークレーンの整備費補助など、外貿ふ頭の整備を推進すること。東京港埠頭株式会社と歩調を合わせて国際競争力の向上に努めること。（港湾局）
- 2 内貿貨物のユニット化、船舶の大型化に対応するため、中央防波堤内側ふ頭や品川ふ頭、10号地その2の整備を進めること。（港湾局）
- 3 物流インフラの機能向上と物流ボトルネックの解消を図るため、新木場交差点立体化整備を進めるとともに、臨港道路南北線の早期事業化など、道路ネットワークの整備を推進すること。（港湾局）

## 六 住宅の供給

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。（都市整備局）

- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図ること。（都市整備局）
- 3 環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給を促進すること。（都市整備局）
- 4 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルの防止を普及促進するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図ること。（都市整備局）
- 5 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実を図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。（都市整備局）
- 6 民間住宅助成事業や都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手法としての活用も図りつつ、バリアフリー化や長寿命化、子育て世帯への対応や環境への配慮など、総合的な住環境の整備に取り組むこと。（都市整備局）
- 7 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、高齢者向け優良賃貸住宅の建設費補助等を行うこと。（都市整備局）
- 8 都営住宅の建て替えなどにおいては、その所有地の余裕容積などを活用すること。また、高齢者、障害者枠を確保し、コミュニティ・バランスに配慮しつつ良質な民間住宅供給を進めること。また、保育園や高齢者などの福祉施設の併設を検討すること。（都市整備局）
- 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。また、改正された使用承継制度の運用にあたっては、住宅困窮の程度についての配慮をしながら実施すること。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じること。（都市整備局）
- 10 白鬚東アパートなど、防災用給水拠点に指定されている都営住宅及び関連施設に設置されている貯水槽について、適切に維持管理すること。（都市整備局）
- 11 都民住宅については、入居の促進などに向けた制度改善に取り組むこと。（都市整備局）
- 12 住宅政策審議会で提言されているような、家賃補助制度の創設について具体的に検討すること。（都市整備局）

## 七 建築行政

- 1 建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。また、経営事項審査に際しては、保険未加入である企業への加入指導を積極的に実施すること。（都市整備局）
- 2 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。（都市整備局）
- 3 違法建築物対策の強化、国への制度改善に向けた建築確認事務の現場実務者としての要望・提言などを引き続き行うこと。（都市整備局）
- 4 都の指定する民間建築確認機関が行う建築確認事務が適正に行われるよう、適切な指導を行うこと。（都市整備局）

## ●Ⅷ 行財政改革の推進で、開かれた都市・東京を創る

### 重点事項

#### 一 分権・自治の推進

- 5 特別区都市計画事業については、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額を図ること。また、対象事業や面積要件などを基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とするとともに、交付率の上限撤廃や工事単価の引き上げなど、適切な改善を図ること。（総務局）
- 8 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。
  - (1) 24年度末に策定予定の新たな多摩ビジョンに、環境スマートシティの観点を反映させるとともに、多摩振興プロジェクトを改定すること。また、産業振興や交通基盤の整備などの総合的な事業を各区市町村に適時適切に情報提供のうえ着実に実施すること。さらに、多摩の魅力を発信する事業を展開すること。（総務局）
  - (2) 市町村総合交付金については、交付金総額の増額を図るとともに、その配分にあたっては、市町村の自主性、特殊性を配慮するよう十分に配慮すること。（総務局）

#### 二 行財政改革の推進

- 1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、住民満足度や質の向上など、都民の利益を重視した視点で推進すること。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しては適時適切に検証を行うこと。さらに、指定管理者制度の変更、監理団体が特定施設の特命を受けることについては、団体が特命を受けるに値する正当な理由を明確にするなど、公平性が保たれる制度とすること。（総務局）
- 3 監理団体については、外部有識者による評価委員会を設置し、人事・財政・入札・情報公開制度などの経営改善を進めるなど、都民の目線での改革を進めること。また、団体の自立性を高めていくために、役員の公募を行うことや、都幹部OBが役員となる場合にはその妥当な理由を公表すること。また、都が関与しながらも、議会の監視が届かない報告団体についても団体改革を行うこと。（総務局ほか）

#### 三 都民との協働

- 3 新しい公共型社会の実現に向け、新しい公共支援事業の実施とともに、都独自にNPO等の活動や、自立に向けた支援制度を創設すること。（生活文化局）

#### 四 強固な財政基盤の確立

- 4 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税制度は、地方税の原則にもとり、地域主権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。（知事本局、財務局、主税局）

#### 一 分権・自治の推進

- 1 九都県市首脳会議においては、広域行政の新たな課題など連携の拡大を図るとともに、広域連合設立に向けた取り組みを検討していくこと。（知事本局）
- 2 地域主権に関しては、国と地方の協議の場において、双方の代表によって議論を重ね、国と地方のあり方を見直していくこと。（知事本局、財務局）
- 3 東京自治ビジョンを策定するにあたっては、国全体の視点に立ち、首都東京の特性を踏まえて、地域主権と税財政、自治制度のあるべき姿を明確にしていくこと。（知事本局）
- 4 区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進めること。また、地方主権改革一括法により市町村に委譲される事務については、地方交付税の不交付団体も含め、すべての市町村に対し必要な財源を措置すること。特に、水道法事務の逆委託に関しては、特段の配慮をすること。（総務局）
- 5 特別区都市計画事業については、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額を図ること。また、対象事業や面積要件などを基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とするとともに、交付率の上限撤廃や工事単価の引き上げなど、適切な改善を図ること。（総務局）
- 6 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。（総務局）
- 7 「都区のあり方検討委員会」において、事務の移譲などによる特別区の自治権拡充、再編などの具体化に向けた検討を推進するとともに、「東京の自治のあり方研究会」において東京の将来の姿を展望していくこと。区部の分権と自治のあり方を検討する上で、区民などの意見を反映していくこと。また、児童相談所など、区移管によって市部にも影響のある事業については、関係市の意見も十分に踏まえること。（総務局）
- 8 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。
  - (1) 24年度末に策定予定の新たな多摩ビジョンに、環境スマートシティの観点を反映させるとともに、多摩振興プロジェクトを改定すること。また、産業振興や交通基盤の整備などの総合的な事業を各区市町村に適時適切に情報提供のうえ着実に実施すること。さらに、多摩の魅力を発信する事業を展開すること。（総務局）
  - (2) 市町村総合交付金については、交付金総額の増額を図るとともに、その配分にあたっては、市町村の自主性、特殊性を配慮するよう十分に配慮すること。（総務局）
  - (3) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、財団法人東京都島しょ振興公社への貸付を充実するとともに、ヘリコプター定期運行事業に対する一層の財政

支援を図ること。（総務局）

- (4) 三宅島で開催されるオートバイレースを支援するとともに、三宅島の復旧・復興事業を今後も円滑に進めるため、財政支援を行い、村民の生活再建や産業振興を推進すること。（総務局）
- (5) 小笠原諸島に関して、航路の改善に向けた調査・検討を行うとともに、交通アクセス改善のための航空路案の調査・検討を行うこと。また、世界自然遺産に登録された小笠原の貴重な自然と村民との共生に向け努力すること。国による硫黄島での遺骨帰還事業の推進に協力すること（総務局、環境局、福祉保健局）
- (6) 島しょ地域の安定的な航路の確保や防災・減災力の高い港湾や漁港、海岸保全施設、空港の整備を進めること。また、航路・航空路事業等に対する補助を充実するとともに、特に、貨物運賃補助の対象品目にガソリン、軽油を含めるなどの見直しを行うこと。（港湾局）

## 二 行財政改革の推進

- 1 行政改革は、社会情勢の変化を踏まえ、住民満足度や質の向上など、都民の利益を重視した視点で推進すること。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しては適時適切に検証を行うこと。さらに、指定管理者制度の変更、監理団体が特定施設の特命を受けることについては、団体が特命を受けるに値する正当な理由を明確にするなど、公平性が保たれる制度とすること。（総務局）
- 2 都庁版人材バンクは、都職員の再就職斡旋を認めるのではなく、団体に対して情報を提供することが原則であるとの認識のもと、都が、監理団体の常勤役員に、都幹部OBを推薦しなければならない具体的な理由を公表し、都民への説明責任を果たすこと。また、民間企業への再就職後に都との契約で誤解や疑念が生じないように、公正さが保たれる仕組みについても検討すること。さらに、再就職など規則違反行為の調査・勧告や例外承認を行う第三者機関の設置を検討すること。（総務局）
- 3 監理団体については、外部有識者による評価委員会を設置し、人事・財政・入札・情報公開制度などの経営改善を進めるなど、都民の目線での改革を進めること。また、団体の自立性を高めていくために、役員の公募を行うことや、都幹部OBが役員となる場合にはその妥当な理由を公表すること。また、都が関与しながらも、議会の監視が届かない報告団体についても団体改革を行うこと。（総務局ほか）
- 4 都庁の電子化を推進するにあたっては、都民サービスの向上と事務の効率化を図るために、IT技術の進展に併せた不断の検証を行い、システムの最適化に取り組むこと。（総務局）
- 5 公文書の管理について、長期保存文書の公文書館への引継ぎを徹底するとともに、人材教育や文書管理の範囲拡大などを明確に規定する条例を制定すること。また、利用者の利便性向上の観点から、所蔵資料のマイクロフィルム化や電子画像化を進めること。（総務局）
- 6 各種審査、都民相談等に行政書士、司法書士、社会保険労務士、税理士、公認会計士、弁護士等の専門家を積極的に活用すること。（総務局）

### 三 都民との協働

- 1 広報広聴活動については、テレビ番組放送後の視聴者意見を反映した取組や、見やすくなりやすいホームページの仕組みなど、的確な戦略、研究に則って行うこと。  
(生活文化局)
- 2 災害時におけるボランティア活動支援機能を強化すること。(生活文化局)
- 3 新しい公共型社会の実現に向け、新しい公共支援事業の実施とともに、都独自にNPO等の活動や、自立に向けた支援制度を創設すること。(生活文化局)
- 4 情報公開を促進するため、閲覧手数料を廃止すること。情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。(生活文化局)
- 5 在住外国人支援事業助成、在住外国人向け情報提供事業、外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。また、外国人への日本語学習支援を充実すること。(生活文化局)

### 四 強固な財政基盤の確立

- 1 強固な財政基盤の確立に向けた施策の構築を実施するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った財政運営を行うこと。(財務局)
- 2 事業評価などにより都政の無駄を排除するとともに、成長戦略に基づく新産業の育成や環境・エネルギー施策の充実、子育て・福祉の充実などに集中して予算を投じること。(財務局)
- 3 都内の中小企業などの不安を解消し、経済を安定させるため、予算の円滑かつ切れ目のない執行に努め、併せて、ゼロ都債の発行や受注機会の拡大などに取り組むこと。
- 4 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税制度は、地方税の原則にもとり、地域主権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。(知事本局、財務局、主税局)
- 5 地方税財政制度の抜本的改革に関しては、国と議論を重ね、税源配分を見直し、自治体への税財源移譲を図ること。(知事本局、財務局、主税局)
- 6 法人事業税の分割基準の適正化など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置の廃止を国に働きかけること。(財務局、主税局)
- 7 新公会計制度の導入による主要施策別バランスシートの活用や事務事業評価の実施範囲の拡大などでマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行っていくこと。(財務局)
- 8 社会資本や大規模施設、都庁舎などの改修、改築は、財政負担の平準化を図るため、実施方針に基づいて計画的に実施すること。また、都庁舎については、東京の機能を維持し、高めるための設備更新を効率的・計画的に進めること。(財務局)
- 9 都の財産は、財産そのものの効率的活用の視点だけではなく、都市づくりや地域経済の活性化、地域環境の向上など、広域性・一体性の観点からも十分吟味して活用すること。また、現状の利用用途の終了の前から新たな利活用に向けた取り組みを開始するとともに、規模の大きな行政財産を廃止・売却する場合などは、地域の合意形成に向けた取り組みを行うこと。さらに、財産情報システムの掲載事項の充実や暫定活用中の土地の別途表示などを行い、都所有財産の有効活用を進めること。(財務局)

- 1 0 土地信託事業は、いずれも配当予想を大幅に下回り、新宿モノリス、両国シティコアでは信託期間の延長をしているが、今後契約を見直すこととなる公共・収益施設併設型土地信託については、信託としての債務や建物の資産評価も含め、それぞれの事案の総括・検証を行い、都民が納得できる対応策を検討すること。（財務局）
- 1 1 入札契約制度改革は、低価格競争の激化や事業者の経営悪化などの問題点も踏まえ、品質確保を中心とした制度改善を行うとともに、都民に信頼され、還元される制度を構築すること。（財務局）
  - (1) 一般競争入札や総合評価方式の適用拡大を行うとともに、談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現すること。
  - (2) 平成24年10月から低入札価格の調査で導入した労働環境確保に向けた取り組みを、経営事項審査での状況を勘案しつつ、適用拡大に向け検討すること。また、都民と東京都、事業者、労働者がともに発展する公共調達制度として、公契約条例を検討し、制定すること。
  - (3) 行政との防災協定の締結をはじめ、消防団活動やボランティア活動など、地域・社会貢献に協力している事業者への入札契約制度における評価を検討し、実施していくこと。
  - (4) 積算単価改正サイクルの短縮や工事請負契約において総額スライド方式を検討するなど、市場実態に合った適正価格で行うこと。
  - (5) 変動型最低制限価格制度の導入や入札見積もりの公開など、発注方法の適正化について検討すること。
  - (6) 各種業界団体や学識経験者などとの意見交換の場を増やし、契約制度や工事技術などの改革や現状の把握に努めること。
  - (7) 技術職員の能力向上や外部人材の採用も含めて、発注者としての技術力向上を図ること。
- 1 2 新公会計制度による財務諸表など、都政の方向性を判断するための資料を今後も整備して、都民福祉の向上のために一層役立てていくこと。（会計管理局）
- 1 3 地方公会計に、複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組むこと。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図ること。（財務局、会計管理局）
- 1 4 公金の運用管理に万全を期すこと。（会計管理局）
- 1 5 監査事務局職員に対して各種研修を一層充実させ、専門知識を高めること。（監査事務局）

## 五 公平・公正な税制の推進

- 1 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税制度は、地方税の原則にもとり、地域主権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、即時廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。（知事本局、財務局、主税局）
- 2 地方税財政制度の抜本的改革に関しては、国と議論を重ね、税源配分を見直し、自治体への税財源移譲を図ること。（知事本局、財務局、主税局）
- 3 消費税の税率引き上げを契機として、ゴルフ場利用税をはじめ、自動車取得税及び

自動車重量税についても、地方の財源確保に考慮しつつ、抜本的見直しを国に対して求めること。また、住宅など耐久消費財の買い控え抑制策や、消費税の転嫁に係る優越的地位の濫用防止策を講じるよう国に対して働きかけること。（主税局）

- 4 次世代自動車の導入や中小企業者向け省エネ促進税制、耐震化促進税制を実施しているが、政策減税に関しては、より税制上の取り組み効果が上がる分野を研究し、積極的に検討すること。（主税局）
- 5 都民や中小企業者等の税負担感に配慮する観点から、商業地等に対する固定資産税等の負担水準の上限引下げを平成25年度も継続すること。また、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を平成25年度も継続すること。さらに、小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免措置を平成25年度も継続すること。（主税局）
- 6 固定資産税の評価については、賦課税であるとの認識のもと、間違えが起こることのないよう、引き続き基準や制度の適正化に向けて取り組むこと。また、職員の意識向上を図るとともに、固定資産税に係る納税通知書を始め、帳票類等の表記についても、より一層分かりやすいものとなるよう取り組むこと。（主税局）
- 7 税務事務の一層の情報化を進めるとともに、クレジットカードによる納税も含めた効率化と納税者サービスの向上を図り、電子納税の拡大に努めること。（主税局）
- 8 不正軽油を追放するため、製造、購入、使用のあらゆる段階に対する調査、検税、悪質不申告、不納入業者の摘発に努めるとともに、自治体間の相互協力体制を強化すること。（主税局）
- 9 公平、公正な税負担を実現するために、悪質な滞納者や大規模滞納者への対策を強化すること。また、インターネット公売やミラーズロックなど、先駆的な取り組みも含めて、引き続き、滞納整理を促進するとともに、納税者の個別事情等にも配慮した進行管理を図ること。（主税局）

以 上